

食 品 安 全 委 員 会  
リ ス ク コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 専 門 調 査 会  
第 16 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平 成 17 年 8 月 1 日 ( 月 ) 15:00 ~ 17:30

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

( 1 ) 効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法について

講演「食のリスクコミュニケーションとフードファディズム」

( 高橋久仁子専門委員 )

( 2 ) 食品安全委員会における食育に関する取組について

( 3 ) 三府省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について

( 4 ) その他

4 . 出 席 者

( 専 門 委 員 )

関澤座長、石崎専門委員、犬伏専門委員、小川専門委員、唐木専門委員、神田専門委員、  
吉川専門委員、見城専門委員、近藤専門委員、新蔵専門委員、高橋専門委員、  
千葉専門委員、西片専門委員、平社専門委員、三牧専門委員

( 専 門 参 考 人 )

川田専門参考人、久保専門参考人、

( 食 品 安 全 委 員 会 委 員 )

寺田委員長、小泉委員、中村委員、見上委員、

( 厚 生 労 働 省 )

松本大臣官房参事官

( 農 林 水 産 省 )

引地消費者情報官

( 事 務 局 )

齊藤事務局長、一色事務局次長、藤本勧告広報課長、西郷リスクコミュニケーション官

5 . 配 布 資 料

資料 1 「食のリスクコミュニケーションとフードファディズムについて」

- 資料 2 リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項  
(平成 17 年 7 月 28 日内閣府食品安全委員会決定)
- 資料 3 食育基本法の概要等について(報告)
- 資料 4 リスクコミュニケーションに関する取組みについて
- 資料 5 - 1 「食品に関するリスクコミュニケーション(東京・大阪) - 魚介類等に  
含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価に関する意見交換会 - 」の  
開催結果について
- 資料 5 - 2 「食品に関するリスクコミュニケーション(東京・大阪) - 魚介類等に  
含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価に関する意見交換会 - 」の  
開催結果について(アンケート結果)
- 資料 6 - 1 平成 17 年度食品安全モニター会議について(報告)
- 資料 6 - 2 食品安全モニターからの報告(17 年 6 月分)について
- 資料 7 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」に対する  
諸外国有識者等の意見等について
- 資料 8 当面のリスクコミュニケーション専門調査会での議論の進め方について
- 参考資料 1 食品安全委員会専門委員の募集について
- 参考資料 2 食品安全委員会専門調査会運営規程  
(平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定)

## 6. 議事内容

関澤座長 では、定刻になりましたので、ただいまから第 16 回「リスクコミュニケーション専門調査会」を開催いたします。

皆様には、お暑い中、またお忙しい中、お時間を割いていただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、金子さんが御欠席ですが 15 名の専門委員及び 2 名の専門参考人の方が御出席と伺っております。吉川さんは少し遅れて御参加の予定です。

また「食品安全委員会」からは寺田委員長、「リスクコミュニケーション専門調査会」御担当の小泉委員、中村委員、また見上委員にも御出席いただいております。厚生労働省からは松本大臣官房参事官、それから農林水産省からは引地消費安全局消費者情報官に御出席いただいております。

引地さんには、去る 7 月の人事異動で姫田さんの後任ということで御出席いただいております。よろしくお願いたします。

事務局の出席者につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に議事次第がございますので御覧いただきたいと思います。

それでは、まず、事務局から配付資料の御確認をいただきたいと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 かしこまりました。よろしく願いいたします。

お手元の資料でございますが、議事次第が1枚ございます。

議事次第の裏に資料のリストがございますが、座席表が1枚。それから「リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人」、メンバーリストでございます。

資料1が、これから御講演いただく高橋さんの資料でございます。「食のリスクコミュニケーションとフードファディズム」について。

資料2が「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項」。

資料3が「食育基本法の概要等について」。

資料4が「リスクコミュニケーションに関する取組みについて」。

資料5 - 1が「魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価に関する意見交換会について」。

資料5 - 2は、今の意見交換会のアンケートの集計結果でございます。

資料6 - 1が「平成17年度食品安全モニター会議について（報告）」。

資料6 - 2が「食品安全モニターからの報告（17年6月分）について」。

資料7が「『食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題』に対する諸外国有識者等の意見等について」。

資料8が「当面のリスクコミュニケーション専門調査会での議論の進め方について」。

参考資料でございますが、参考1として「食品安全委員会専門委員募集要項」。

参考2でございますが、いつも付けております「食品安全委員会専門調査会運営規程」でございます。

資料は以上でございます。

関澤座長 皆様、お手元に資料はそろっていますでしょうか。

それでは、早速本日の議事に入らせていただきたいと思います。本日の主要な議題は、2つございます。

第1点目は、私どもがこれまで議論しております「効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法について」ということです。

この議題に関しましては、専門委員の高橋さんに「食のリスクコミュニケーションとフードファディズム」というお話を伺い、御議論いただきたいと思います。

第2点目は、今国会で成立いたしました食育基本法を受けまして、21日に「食品安全委員会」において、食育担当の七条副大臣並びに持永内閣府参事官に御出席いただいて、今後の「食品安全委員会」における食育の取組み方向について意見交換が行われました。

更に28日の委員会で、その議論を踏まえて、「食品安全委員会」として食育の問題にどのように取り組んでいくのが良策であるかについて議論され「リスクコミュニケーション専門調査会」において検討していくのがいいのではないかとということで、調査・審議を求められ

ています。この点についても御議論いただきたいと思います。

それでは、まず第1番目の議題であります「食のリスクコミュニケーションとフードファディズム」ということで、高橋さんからお話を30分ほどでお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

高橋専門委員 高橋でございます。このような機会をありがとうございます。

会議の中で、私がしばしばフードファディズムということ発言してまいりましたけれども、そのことを説明させていただく機会でございます。

( P P )

私は、教育学部の家庭科教員養成課程で食生活領域を担当しております。

世の中にどうも健康に関連する食の変な情報が広まっているなというのを感じましたが、17年半前に就職いたしました群馬大学の教育学部に行きましてからです。

その後20年近く経っても相変わらずの状況で、ますますある場面ではひどくなっているのではないかという気がいたします。

健康に関連する食の情報が現在氾濫しております。1つが「これを食べると に良い」と言う、これを私は「体に良い情報」と言っています。

もう一つは「これを食べると××に悪い」という「体に悪い情報」という両方あります。圧倒的に「体に良い情報」の方がちまたに流れる情報としては多いかと思うんですけども、「体に悪い情報」というのも常に一定の人気がありまして、こういったものを書いた本はよく売れております。これに神経をすり減らしていらっしゃる真面目な方がおいでになるということに私は心を痛めております。

食の情報、健康に関連する食の情報を発信する源は、当然私のような教育の立場もおります。それから行政あるいは医療、そういったところも食に関する情報を発しているんですけども、地味で面白味に欠けるためでしょうか、あまり注目してもらえません。

食品業界、「健康食品」業界、あるいはマスメディア、こういったところが発する食の情報というものが非常に人目を引く派手なものを出しているわけです。

今日のリスクコミュニケーションとの関わりでいいますと、「体に良い情報」ではなく「体に悪い情報」が非常に大きな関わりを持つと考えております。

( P P )

このフードファディズムという概念に私が初めて出会ったのが、91年に出版されました『NUTRITION and BEHAVIOR』という本でした。この中にフードファディズムという1項目がありまして、その後、この概念を広めたくて翻訳して出版したんですけども、なかなか私一人ではどうなるものでもありません。

( P P )

Food FaddismのFoodは当然食べ物ですね。Fadが流行するとか、のめり込む、そういった意味合いです。これは「食べ物や栄養が、健康や病気に与える影響を過大に評価したり信

じること」と定義されております。

この中には、針小棒大論ですとか、科学的知見の拡大解釈あるいは曲解、科学的根拠のない神話、そういったものが混ざり込んでおります。

何か一言で日本語で言い表わせないかと言われますが、残念ながら的確な言葉は見つかりません、大体3タイプに分類できるようです。

( P P )

1つが、健康効果を騙る食品が大流行することです、これは今から30年ほど前に「紅茶きのこ」というのが大流行したことがあります。それから「酢大豆」「野菜スープ」「ココア」「にがり」などがありました。ココアを飲むことは別にフードファディズムでも何でもないんですけども、ココアを飲めば万病解決と言い募ることがフードファディズムです。

昨今のアミノ酸飲料の変な流行というのも、このフードファディズムの一つではなからうか、あるいはヨーグルトを食べることはフードファディズムでも何でもありませんが、ヨーグルトを食べれば万病解決というのも、ある意味ではフードファディズムになってしまうと思います。

2番目のタイプといたしまして、食品・食品成分の薬効を強調するというのがあります。これはいわゆる「健康食品」全般が該当するというと怒られるかもしれませんが、私はそう考えております。

もう一つ、リスクコミュニケーションとの関連で大きいのは、食品に対する不安をあおるタイプです。食品添加物有害論ですとか、黒砂糖はいいけれども、白砂糖は悪いとか、こういった不安扇動情報が不安便乗ビジネスを太らせると私は考えております。

( P P )

フードファディズムの3番目のタイプといたしまして、食品に対する不安をあおるということをもう少し詳しく言いますと、世の中の食品を「良い食品」「悪い食品」に単純二分するというのがあります。

例えば、食品と「私」の関係というのは非常に個人的なものですし「良い食品」「悪い食品」という単純二分はあり得ないはずなんですが、とにかくこれは「良い食品」「悪い食品」と二分する。

あるいは、万能薬視する食品があるかと思えますと、まるで毒物であるかのように言い募り目の敵にする食品を設けているわけです。

それから、自然・植物性は良い、人工動物性は悪。ですから植物だから安全ですとか、植物ですから云々というふうに、植物と言えども毒を持つ植物はいっぱいあるわけですけども、単純にこれも二分するわけです。

不安扇動情報で稼ぐ、不安便乗ビジネスと書きましたのは、その辺のスーパーで売っている普及品には危険がいっぱい、だからこちらの商品をとという形で勧めるわけです。

( P P )

済みません、ちょっとお配りした資料と順番が違っているかと思います。

現実にはこういう本があります。『買ってはいけない』という本は、1999年に200万部売れた本です。非常にこの中に誤りが多いことは、お読みになればわかると思うんですけども、そういうものが200万部売れた。そして『食べるな危険！』という本。こういう食の危険をあおるといいますか、食の不安をあおる本というのは、何年かに1冊ぐらい、ベストセラーになる、そういうものが出ております。

( P P )

このような情報に、世の中には怖い食品ばかり、私たちの健康は危険な食品でむしばまれているというのがたくさんあるわけですが、本当ですかということ疑ってみることも必要ではないかと思うわけです。

この「リスクコミュニケーション専門調査会」ですけれども、「食品安全委員会」の設立そのものが2002年、食に関連する事件が多発したということで設立されたと私は認識しておりますけれども、この年いろいろありました。

一番初めが、2002年の1月23日、雪印食品が牛肉買い取り制度を悪用して、補助金を詐取したという事件でした。

ここで何が起こったかと言え、それは輸入牛肉を国産牛肉だと牛肉を騙った詐欺事件だったわけです。ただの詐欺事件という怒られるんですけども、ただの経済詐欺事件だったわけです。別に危険な牛肉がそこで販売されたわけではありませんでした。それから、それに触発されるようにして起こったことが、産地、品種、銘柄、原料等の偽装虚偽表示等でした。

これも並み品として売るのであれば何の問題もない、そういう食品が高級品であるかのように偽って売られた、そのことが問題なのであって、別に食べて危険なものが売られたわけではありませんでした。

そして、3番目に、5月の末にミスタードーナツが、日本では指定されていないTBHQが使われた肉まんを輸入していたという話がありました。

それから、アセトアルデヒドを香料製造に使っていたことで、指定外添加物の使用というようなことも、これまた連日ニュースとして大きく報道されました。

ここでも使ってよいというリストに入っていない添加物を使ったことが問題だったのであって、危険なものが使われたわけではなかったということはあまりきちんと報道されなかったという印象があります。

そして、4番目として、基準値超過残留農薬の検出問題がありました。中国から輸入した冷凍ハウレンソウに基準値を超えるクロルピリホスが検出されたという話です。これもハウレンソウの残留基準というのが0.01ppmであり、アブラナ科の植物のダイコンであるとか、コマツナの場合には、残留基準そのものが2.0ppmあるいは3.0ppmというふうにくれた違いです。

このことがどうしてそういうことなんだろうと思って、私も随分いろんな人に聞きましてわかったことが、日本ではハウレンソウの栽培にクロルピリホスはほとんど使わない。だから、0.01ppm としておいていいだろうと。それでアブラナ科には使うから、200 倍も 300 倍もの残留基準だったわけです。

このときの報道の仕方というのも、確かに 0.02ppm 検出されれば、「基準値の 2 倍もの農薬が検出された」という話になるわけですがけれども、その辺りの丁寧な解説はほとんどなかったと思います。

ここまでは、だれ一人として健康被害を被るものではなかったんですけれども、7 月の半ばになりますと、中国製痩身用健康食品による健康被害が報道されました。

ここで、本当に私たちは、個人輸入とはいえ、それを飲むなり食べるなりしますと、死に至ることもある、非常に危険なものがある種野放し状態になっているという事実を突き付けられたわけです。

また、6 月になりますと、無登録農薬の使用問題があったわけですが、これは収穫時期を迎えたナシやモモが廃棄されるというテレビ映像とともに大きく報道されました。

私が住んでおります群馬県では、尾島町というところの農協がヤマモモ栽培に無登録農薬を農協があっせんして使わせて、そしていろいろ裁判ざたになっております。

この無登録農薬の使用問題というのも、これは結局食べる消費者の問題というよりは、農薬を使われる方々、農業者の方々に与える影響の方がはるかに大きいと思うんですけれども、そういう視点での報道はほとんどなかったと思います。

こんなふうには、この後、いろいろアクリルアミドの問題なども 10 月の末に報道されたんですけれども、結局、この時期、食の安全を本当に脅かすものが食中毒であるということが置き去りにされたまま、こういったことだけが報道されました。( P P )

これは、食中毒事件で死んだ方の年次推移 50 年分です。かつて 3 けたで亡くなっていた、それが 1967 年で 120 人、1968 年を境に 100 人を切ったわけです。

私が大学に入ったのは 1968 年なんですけれども、私は管理栄養士専攻課程というところに行きましたので、そのとき食品衛生の授業がとてたたくさんありまして、そのときの教授がおっしゃったのが、「栄養士が食中毒を出したら、職業的生命の終わりである」でした。この表をつくっていてしみじみ思いましたのが、まだ 3 けたで人が亡くなっていた時代を引きずっていた時代だったわけです。それがこうやって 50 人を切るようになり、20 人を切るようになったわけです。

1984 年の 21 人御記憶の方いらっしゃいますか。この 20 人を超えるというのは、何かあったということですが、御記憶の方は？カラシレンコンです。カラシレンコンの死者 11 人をここは含んでおります。

もう 1996 年の 15 人は当然御記憶はまだ新しいと思いますが、大阪府堺市の O 1 5 7 による死亡者 8 人を含んでいるわけです。

そうやって1けた台の年もあるようになり、2002年いろいろなことがあったんですが、では食中毒はといいますと。中国製痩身用健康食品は食中毒死には入りません。この年は18人も亡くなったんです。18人も死亡者が出るような年というのは、非常に近年まれなわけです。まれなんですけれども、その割に報道されなかった。

( P P )

では、何があったかといいますと、一番大きかったのは、栃木県宇都宮病院のO157による集団食中毒事件です。ここで9の方が亡くなっているんです。

これは2002年の7月末から8月にかけてのことでした。これがほとんど報道されなかったんです。ほとんど報道されずに、この時期に何を報道していたかということ、雪印食品と同じことをした日ハムのことを連日報道しておりました。

メディアの方たちは、何でこのことをきちんと報道しないんですかと聞きましたら、ある新聞社の方は、O157はもう古い、日ハムは面白かったといいました。

そして、2人がサルモネラ菌、6人がフグです。フグで6人亡くなっているのは、全部自家調理です。フグというのは、特定危険部位を取り除けば食べてよいと、安全だということになっているわけなんですけれども、特定危険部位の除去がきちんとしていなかったということで、フグで6人もこの年は亡くなっていますけれども、1人、2人という年もフグで必ず亡くなっていらっしゃるわけです。

それで、お一人がトリカブトをニンソウと間違えて、4月の尾花沢でお浸しにして食べたという方でした。

( P P )

こんなふうに食中毒というのは、確実に人を殺すんですけれども、こうやって非常に人数が少なくなってきたこともあるんでしょうか、食中毒というのは起こらないのが当たり前ではなくて、ある部分ちょっと油断すると起こってしまう、そういうものだと思います。

これだけ死者が少なく済んでいるというのは、やはり関係する人たちの非常に大きな努力があるわけなんですけれども、そのことがあまりきちんと評価されていないという印象を私は持っております。別に食中毒は怖いから脅せと言いたいわけではなくて、油断すると起きてしまう、食品というのはバクテリアが繁殖しやすいものである。だから気をつけようということを常に確認し合っていかなければいけないものだと思います。

( P P )

次に「『危険』には敏感というけれど」ということで、この会議でもよく唐木委員がそうおっしゃるので、私がそれに反論してきたんですけれども、例えば食品添加物あるいは残留農薬、BSE問題、遺伝子組換え作物、こういったものに対しては過剰反応ではないですかと言いたくなる部分があるわけです。過剰反応するには、するなりの理由があるわけですし、それは不安をおおる情報というのを出して、それをビジネスとしている方たちがいらっしゃる。

そして、一方で、食中毒であるとか、アクリルアミドの問題であるとか、あるいは大量のカテキン摂取の問題については、あまりにも過小反応ではないですかということをお願いしたいわけです。

( P P )

これは、2002年11月1日の新聞ですけれども、10月31日厚生労働省がポテトチップスに油で揚げるとな高温処理したジャガイモなどにアクリルアミドがたくさん検出されたということをお知らせしたわけです。これは10月31日にそのニュースがテレビで流れまして、これは新聞記事です。ちょうどこの日、木曜日の1コマ目に授業があったものですから、50人ぐらいの大学生を前に、昨日かなり皆さんにとってショッキングな報道があったと思うけれども、フォローしている人はいませんかと聞きまして、2～3人が何かジャガイモに発がん性物質がと、その程度の反応でした。

私は、正直このニュースを聞いたときに、これでポテトチップスの会社は1つや2つつぶれておかしくないなと思ったんですけれども、ほとんど反応がなかったと、これは一体何なんだろうと。それで学生たちに聞きますと、たくさん食べなければいいんでしょうというごくまともな反応です。たしかにたくさん食べなければいいですねということは、これは食品添加物でも同じことを言えるのに、食品添加物に関しては、どうもたくさん食べなければいいんでしょうが通用しない。だけれどもアクリルアミドに関しては、それが見事にたくさん食べなければいいんでしょうという反応だったわけです。

( P P )

それから、これは次の年、一昨年9月26日のがん学会の時期の報道です。「緑茶カテキンでDNA損傷」ということで、「濃度40倍で実験、緑茶に多く含まれるカテキンが細胞内のDNAを傷つけ、がんを発生させる仕組みを突き止めた」と。これまで、カテキンは動脈硬化やがんを引き起こす物質の発生を抑えるなど、数々の健康パワーがあることが知られているが、場合によっては負の役割を持っていることが示された」とあります。私はこれで、このころ人気になっておりましたカテキン入り飲料が、これでぱったり売れなくなるのではないかなと思ったんですけれども、これも全くそういう反応はありませんでした。

それ以外の所沢のダイオキシンの問題でも、あれだけ風評被害というものがあって、アクリルアミドに関しても、カテキンでも風評被害的なぱったり売れなくなるという現象が起こるだろうと当然思っている、何のそういった反応もなかったわけです。不安という情報が流れれば、すべて風評被害が起こるものではないという事例かと思うんですけれども、その辺り、何が風評被害になり、何がそうではないかというのを分析していくのは「リスクコミュニケーションの専門調査会」のある意味大事な仕事ではないかなという気がしております。

( P P )

「『危険』には敏感というけれど」というところで、またちょっとくだいんですけれども、危険には敏感というけれども、そうとも言い切れないという私の思いなんです、いわゆる

健康食品の無警戒な利用というのが非常にあると思います。

それで、「健康食品」というものも食品に属するのであるならば、これによる健康被害の全国調査が必要だと思っております。

このことを是非、食品安全委員会にしてほしいと思います。いろいろなところが、いろいろな医療機関が「どうもこれは健康食品による健康被害ではないか」と思っても、それを全国的に集計したデータはないわけです。

ですから、私は、これは厚生労働省も含めて、いわゆる健康食品による被害事例と思われることを、全国の医療機関を介して、集計するようなことを一度やっていただくことが必要なのではないかと思っております。

実際に一昨年8月5日の報道で、アマメシバに関する健康被害があったときに、発足したばかりの食品安全委員会が、「健康食品としてのアマメシバの販売を禁止する」という措置を早急に取ったわけですけれども、ああいったことを含めて、このことを是非お願いしたいと思っております。

それから、正体不明なものを無防備に利用例では、「紅茶きのこ」もそういうものでした。

「紅茶きのこ」に関しましては、もう日本では30年前のことで、どこかに行ってしまった話なんですけれども、私は健康食品有害事例というのを収集しております。

そういう中で、MEDLINEを検索していましたら、COMBUCHAティーというのが出てきたんです。COMBUCHAティーというので、てっきりコブ茶かと思ったんですけれども、よくよく読んでみたら「紅茶きのこ」のことなんです。

「紅茶きのこ」は、紅茶にお砂糖をたっぷり入れて、そこに酢酸菌を繁殖させるもののようなんですけれども、非常に酸度が高くなるわけです。

そうしますと、容器によっては溶出してくる物質があって、鉛が溶出してきて「紅茶きのこ」、COMBUCHAティーを培養して飲んでいた夫婦が鉛中毒になったと、外国の話ですけれども、読んだこともあります。

それから、これはヨーグルトという自家継代ヨーグルトですね。言ってしまうと、カスピ海ヨーグルトと称するものが全国的に人気になって、どんなバクテリアが繁殖しているか、わからないようなものを平気で皆さん召し上がっているわけです。

この辺りに、私はもらっても怖くて食べられないというものなんですけれども、こういうものを本当に無防備に利用なさる。そして、また個人輸入というものが最近インターネットを介して簡単にできる時代になって、こういうものに本当に危険なものがあるのに、案外皆さん無防備だと思います。

また、生食への警戒感の低さもあります。これは私たちはお刺身を食べるという習慣があるものですから、生食に関して非常に許容度が高いわけですけれども、ただこれも衛生状態が確保されたところで初めて食べることができるということなんですけど、O157事件がありながら、牛のレバ刺しをまだ食べている人がいるのかと、思います。

もう一つ、二次汚染への関心の低さという問題があります。個人の家庭でも実際に起こっているかもしれませんが、いろいろな調理の場面で、この辺りのことにも問題があると思っております。

( P P )

食べないと栄養不足で死んでしまうわけです。餓死です。では、食べないとどれだけの期間で死ぬかという、長くて1か月、2か月もつ人は多分いないだろうということになるわけです。では、食べ過ぎると？ これも当然肥満を招いて健康障害を起こすわけですが、食べないと栄養不足を起こして死ぬ、食べ過ぎて肥満して健康障害を起こして死ぬ、どちらがどれだけ早いと言えば、当然食べ過ぎの方が長い時間がかかるわけです。

食べない方は、もってもせいぜい1か月。食べなくても、食べ過ぎてもそれは健康障害を招くけれども、その程度としては食べないことの問題が決定的に大きいわけです。

もう一つ、危ないものを食べると健康障害あるいはひどい場合には死に至るということがあるわけですが、この危ないものというのが、どうも個人個人によって受け止め方が違うのではないかと。ハザード、危害要因を含む食品ということで、病原生物あるいは病原微生物、自然毒、かび毒、重金属、有機塩素系化合物、そういったものが混ざり込んでいる、有害作用を発するだけの量がそこにある場合に、危ないものを食べるとこういったことが起こるわけなんです、この辺りで、やはり「有害か否かは量で決まる」ということへの考えがもう一つ整理されていないという気がいたします。

( P P )

食品添加物有害論でよくあることが、摂取経路の無視ですとか、量の問題なんですけれども、要するに食塩も大量摂取すれば死に至るわけです。それから、ジャガイモに含まれるアルカロイドのソラニンもこれも一度に2kg食べれば食中毒を起こすわけですが、一度に2kgのジャガイモはとて食べられないわけです。コーヒーも30~100杯をいっぺんに飲みますと、カフェインで死ぬことができるわけです。これだけの量を一度に摂取することなどはあり得ないということ、経験的に知っている物質であれば、特にこれで一般の方は驚かれることはないんですけれども、これがちょっと新規物質だったり、聞き慣れない物質名だったりすると、何かそういった論にこもりとだまされてしまう、そういうことがあるかと思えます。

現実に、エチルアルコールは一気飲みで死亡事故が起こっているわけです。有害か否かは量で決まる。

一方で、有益論がいろいろあるわけですが、そのこともまた有益か否かは量で決まるということも言えるかと思えます。

( P P )

「フードファディズムが蔓延する社会的条件」といたしまして、大体この4つを考えております。

1つは、過剰な食料は供給されているということ。自給率が低くても見かけ上たくさん食料が市場にあふれているわけです。それから過剰な健康指向・健康強迫。

そして、このことが大きいと思うんですが、食料の生産や製造、流通に対して漠然とした不安や不信があるということ。漠然、です。

私は、基本的にその辺のスーパーで売っているものに危険なものはないと思っているんですけども、何となく不安に思っている方たちもいらっしゃるわけです。

そして、また情報が過剰提供されているということ。そして提供される情報を自分自信の頭で考えることを面倒くさがる、あるいはテレビで言っていたから本当だと思ってしまう。

私は、今年の前半、「食情報とフードファディズム」という教養の授業を半年開講いたしました。そこで学生が言ったのが「全国放送するようなテレビがうそを言うとは思わなかった」。そういう考えがあるんですかということで、正直びっくりしたんですけども、とんでもない、全国放送するようなテレビで幾らでもうそを言っていますということを学生たちには伝えたわけです。このことをもう少し広く伝える必要があるかと思います。

( P P )

「不安煽動情報の特徴」というのは、行政は事業者の味方である。事業者はうそをつく。消費者は重大な危険にさらされている、有害か否かは量で決まるを無視する。摂取量・摂取経路の無視をする、等です。正義の味方ぶるというのも私は嫌だなと思っているんですけども、行政は事業者の味方であるというのは、例えば昨今話題になっておりますアスベストの問題ですとか、あるいは非加熱血液製剤の問題など、ああいった不幸な事件があるものですから、何となくこれもこういうふうに言われれば、そういうこともあるかなと思ってしまう部分もあるかと思います。

( P P )

世の中には期待と願望がありまして「おいしいものを、がまんしないで、飲んでも食べても痩せられる」。こういうものがあるといいな、と多分多くの方が思っていると思うんですが、こういうものは現時点においてないわけです。

現実に何が起こったかと言えば「いくら食べても、これさえ飲めば、必ずやせます」といったもので命まで落としてしまった方がいるわけです。つい最近、5月の末にもこういったことがあったわけです。

そして、痩身願望の強い学生たちに「痩せるためには死んでもいいの？変なものには手を出さな」と、「天天素」という痩身用健康食品が変なものと思えば、多分あの方たちも手を出さなかったんだと思うんです。

しかし、インターネットオークションにかかっているんだから、あるいはこういうところで売っているんだからということで、決してあれを変なものと思わなかった。ああいうものには変なものがいっぱいあるんだよ、個人輸入の中には危険なものがいっぱいあるんだよということに関心を持ってもらうことも重要な教育の課題かと思っております。

( P P )

これは、「リスクコミュニケーションの現状と課題」の去年のところから引っ張ってきたものですが、リスクコミュニケーションが成立するためには、情報を共有しなければなりません。ここにはマスメディアが重要な役割を果たしますが、メディア報道には残念ながら偏りがあります。

ここでもって食の教育とメディアリテラシー、その辺りがうまく何とか機能し合うということでもってリスクコミュニケーションを成り立たせなければならぬわけですが、結論として大変難しいなというのを結論にしては申し訳ないんですけども、大変難しいと思っております。

どうもありがとうございました。(拍手)

関澤座長 高橋さん、どうもありがとうございました。

それでは、今のお話につきまして、御質問あるいは関係した御意見があればお願いしたいと思います。

この後に御相談します食育の問題にも当然関係してくるお話だと思っておりますが、とりあえず、まず高橋さんの話について御意見がございましたらどうぞ。

どうぞ。

唐木専門委員 非常に明解で歯切れのいい話を聞かせていただいてありがとうございました。

高橋先生が1学期講義をすると、学生さんの意識はどのくらい変わりますか、その辺の調査はありますか。

高橋専門委員 学修原論ということで、本当は20人を限度にやれということだったんですが、いろいろ脅かしても、56人が結局登録しました。

毎回、いろいろな事例を出して、そしてVTRを見せて、ここがこういうふうにおかしいんだということを指摘していきました。

初めのうち学生の出席票代わりに書いてきたものには、「青汁は体にいいんですか」とか、「何々を食べるとどうなんですか」みたいなことが3回目ぐらいまでは出てきたんですけども、だんだんそれがなくなりまして、最終的にペーパーテストをしたんですけども、意識は非常に大きく変わって教育すれば効果は上がるんだなということは、私自身56人に実感いたしました。

唐木専門委員 それは1週間一遍ずつ15週講義をしているぐらいですね。

高橋専門委員 実際には1週間に一遍の授業を11回しまして、3回が学生のレポート発表でした。レポートの内容というのは、サントリーさんがいらして誠になんなんですけども、受講学生の場合には、むしろ「体に良い情報」の方に関心がありますので、飲むとやせるように思ってしまうチラシ広告や商品の問い合わせ先(0120)に電話をするというのを課題にしまして、それが3回、そして試験が1回ですので、実際に私自身が講義したのは11回です。

関澤座長 どうぞお願いします。

松本大臣官房参事官 私もちょうど唐木先生と同じようなことをお聞きしたくて、11回の講義プラス3回レポートと大分時間があるなということなんですけれども、何回目ぐらいから学生さんの反応が変わってくるのか。

我々としては、リスクコミュニケーションというのは、できるだけ回数を重ねてと思っても、都道府県に出て行って、1回こっきりというのが多くて、そのときにできるだけわかりやすい情報を提供しているつもりですけれども、先ほど量の問題という話で、今年の6月に秋田で残留農薬の話をしに行ったんですけれども、アンケートを見てみますと、量の問題と言いながらも、どうも役所の都合のいいデータだけを出して、都合の悪いデータを隠しているのではないかとか、そういう反応があつてなかなか難しいなというのがあるんです。

だから、何回ぐらいやると学生さんの行動変容といいますか、意識が変わってくるのかと。十何回やればいいんですけれども、最低何回ぐらいだと効果があるのかということをお教えいただきたいと思えます。

高橋専門委員 私の授業は必ずしもリスクコミュニケーションではないので、その辺りがあまり参考にならないかと思うんですけれども、1回から11回までの私の講義で、半分授業をしたところで、ああわかってきてくれたなという感じはありました。

関澤座長 効果的なリスクコミュニケーションということも踏まえて、御質問があつたかと思えます。

ほかに何か、今の高橋さんのお話の中で出てきたメディア、あるいは事業者の関係の方も委員として御出席の方もおられると思えますが。

神田専門委員 済みません、感想になるかもしれないんですけれども、変なものには手を出すとか、それから有害か否かは量で決まると。そういうことはわかっていると思うんですけれども、でも何が変なものなのか、それから量というのは、どのぐらい食べたらどうなのか、そこがわからないわけですね。だから、そこが私たちの役割でもあるんだろうと思うので、大変そこは難しいなと思いましたがけれども、量で決まるんだけれども、その判断ができない。できるような環境に私たちはないということです。

もう一つ、情報の過剰提供ということをおっしゃられているんですが、私は過剰な情報といったときに、本当に私たちが知りたい情報とか、ほしい情報とか、必要な情報がある、そういうことを含めて過剰なのかと見ると、必ずしもそうじゃないと思っていて、つつい過剰情報と言ってしまうんですけれども、そこもしっかりと分析しなければいけないのではないかと。むしろ、必要なものがほとんどないんじゃないかというふうに思う場合もあるわけです。過剰な情報の提供ことについては、先生はどのようにお考えになっていらっしゃるのかなと思いました。

それから、いろんな「紅茶きのこ」にせよ「野菜スープ」にせよ「ココア」にせよ、流行すると、大流行というふうに書いていらっしゃるけれども、これは私のまさに感覚的な

ものですが、流行するんですけれども、非常に一過性でぱっぱと変わっていくんだと思うんです。それが何なのかとうまく見る必要があるのかなと思っているんですが、大流行だとか、あるいは食品に対する不安の煽動だとかといったときに、何かデータみたいな裏づけみたいな基準にする考え方のようなものがあるのでしたら教えていただきたいと思います。

高橋専門委員 ある部分は過剰だけれども、ある部分は決して情報が提供されていないのではないかというのが、今の神田専門委員の御発言かと思っています。

私は、情報は少なくともこの5年ぐらいのインターネット環境の整備ということで、考えるだけの材料になる情報は出ていると判断しています。

ただ、今から十何年前に『ウォーリーを探せ』という絵本が、これもまた大流行したことがあります。必要な情報が『ウォーリーを探せ』状態になっていて、その探すべきものが、実際には目の前にいっぱいあるんですけども、そしてだれでもインターネットを使える人はアクセスできるんですけども、そこにたどり着けない、それを探し出すことができないというのが、私が言う過剰提供という意味合いです。

私は、神田専門委員とは違って、考える材料になるだけの情報は提供されていると考えております。

不安煽動情報、済みません、そこのところをもう一回ちょっとおっしゃってください。

神田専門委員 食品に対する不安の煽動だとか、幾つか「煽動」という表現をなさっているんですが、例えばこういう例で煽動しているのがはっきり、何て言うでしょう、煽動しているかどうかというのは難しいですね。

それから、大流行といったときに、何ををもって大流行とするのかということ、この認識の違いが私はあるかなと思ったものですから。

高橋専門委員 大流行というのは、少なくとも私の耳に、「先生何々はいいいんですか」と聞かれたときに大流行だと思っています。

例えば「紅茶きのこ」なんていうのは、30年以上前ですから、私は知りませんでしたけれども、少なくとも酢大豆ですとか、カスピ海ヨーグルトですとか、「あれは何々はいいいんですか、いいんでしょう」と聞かれたときに私は大流行だと思っています。

正直私は自分自身あまり興味ありませんから、その辺りのことに疎いんですけれども、学生に聞かれたり、講演に行った先で聞かれたり、「へえー何ですか？」と、こっちが逆に聞いて、そんなのが今流行しているんですかというところで、流行を私自身の判断、大流行と判断しております。

それから、不安の煽動ということですが、一つお砂糖を例に挙げます。私が食の情報の妥当性というのを考えるもともとのきっかけがお砂糖でした。お砂糖というのにいろいろ有害論があるわけです。

別に砂糖に関して特別な思い入れがあるわけではありませんけれども、何で砂糖がこんなに悪く言われなければならないのかというのを感じ始めましたのが、群馬大学に赴任して間

もないころでした。お砂糖を食べると骨の中のカルシウムが溶けるとか、栄養学の専門書で出てこないような変な話が幾つも出てきて、そして一体どんなことがあるのだろうか。そういうことを思っていたところで、先ほどお示しました「NUTRITION and BEHAVIOR」にやはりアメリカでもそういったことがいろいろあって、それはこれこれの文献に基づいてこうこうであるということをきっちり読んで、自分自身もその辺の文献を探して、1992年に群馬県在住の人たちを対象にした砂糖に関するうわさをどう信じているかということ进行调查いたしました。

では、その情報がどういうところから出ているのか、だれが発信者なのかということも、そこで一緒に調べていきました。

それで、要するに白砂糖というのは有害であるということを主張したい方たちが現実にはいっしょになって、それは何のためか知りません。そしてそういう方たちが、いろいろそういうことを、私の言葉で言うと「あおって」いたわけです。

それはおかしいのではないかとということで、私は文献的な検証をしてみました。

大体砂糖に関してはそんなことで、砂糖に関していろいろ言われていることの大半はフードファディズムであると言っていいと判断したわけですがけれども、だからといって砂糖をたくさん食べようということには、砂糖を食べると頭がよくなる、これもまたフードファディズムだということを主張しております。

唐木専門委員 煽動ですけれども、多分意図を持った煽動と、結果的な煽動があると思うんです。

例えば、無添加食品をネットで引いたら数十万件出てきた。これはその人たちが決して煽動しようと思っていないけれども、無添加をそれだけの人たちが商売にすることが結果として煽動になっている、そういう意味もあるのかなと思ったんですが、それでよろしいでしょうか。

高橋専門委員 はい。

関澤座長 どうぞ。

神田専門委員 ありがとうございます。私は、さっきの情報の過剰提供で、言葉尻をとらえるわけではないんですが、情報の提供というのは届かないと提供じゃないと、情報の発信があるかもしれないけれども、そこを私たちは考えていかなければいけないんじゃないかと思うんです。それでちょっとこだわって質問させていただきました。

関澤座長 どうぞ。

西片専門委員 メディアの役割という部分で非常に批判があるのを承知の上で申し上げるんですけれども、私は主婦向けの雑誌をやっています。にがりですとか、カスピ海ヨーグルトですとか、最近ですと、寒天ダイエットとか非常に取り上げるんです。

それで、うわさにすぎないものを取り上げるのではなくて、学会でどういう評価を受けているかはわかりませんが、それぞれある種大学の先生ですとか研究機関、一方的かもしれま

せんけれども、ある種効果はあるというものを取材した上で提供していますし、本も出しますし、勿論テレビなんかでも、例えば「おもいきりテレビ」で取り上げれば、翌日スーパーから物がなくなるという状況がある中で、今、おっしゃったように、フードファディズムということで、画一的にそういうふうに切って取れないような状況があると思うんです。

ちょっと私も言い訳じみたことになるんですけども、情報を提供するということ言えば、やはり皆さん知りたがっている中で、どうわかりやすく構成したり、見せていくかというのもメディアの役割ですので、新聞なり、テレビなり雑誌がそういう取り上げ方をするのは、ある種反対意見も載せながらやっておりますので、そこら辺はある種御理解をいただきたいなということです。

個別のことを言い出しますと、いろんな部分があるんですけども、一般論としてはメディア、そういう状況を見た上で読者なり視聴者に情報を発信しているというのをある種御理解いただきたいなと感じているんですが、当事者ですから、何て言ってもいいものやらなんですが、一般的に皆さんがお考えになっているのは多分そうなんだろうと思いますが、具体的にメディアに関わる者としては、やはりそこら辺もエクスキューズですけども、言っておきたいなと思っております。

高橋専門委員 寒天が出てきましたので、ちょっと言わせてもらいます。

寒天を6月の「あるある大事典」というフジテレビ系の番組が取り上げました。その前に、2月にNHKの「ためしてガッテン」が取り上げたわけでした。ほとんどそのパクリだということを知っております。私は2月の方はビデオを取っておりませんので。

それで「あるある大事典」の方を見ますと、文献が出てまいります。日本の横浜市大の先生と横浜の糖尿病のドクターがなさった研究です。もともとの論文をちゃんと読みますと、寒天群と寒天を食べない群と両方ちゃんとつくっているんです。ちゃんと両群ありまして、コントロール群もかなりいい成績なんです。寒天群の方が幾つかの点でいいという、それだけの話なんです。それだけの話なんですけれども、番組の中では寒天が「こんなにいい」話になってしまっているわけです。

そこでまた何が起こっているかと言えば、きちんと膨潤させた寒天を食べないで、粉寒天をお茶にばらばら入れた状態で、そしてそれを糖尿病の患者さんの入院患者の家族が持ってきて、それを飲ませて、そして便が詰まるような状況になってしまった人が3～4人出ているんですねということを、私は7月、糖尿病のメディカルスタッフの会で話したときに、そんな話も聞いております。テレビで取り上げたから、そしてそれを読者が知りたがっているからといって、それに便乗するような形、後乗りの便乗ということも正直あるんじゃないかと私は思っておりますが。

西片専門委員 オフィシャルな席で申し上げていいのかわかりませんが、『別冊すてきな奥さん』という雑誌で寒天ダイエットというのを出しているんです。

それは、大学の名前を申し上げるのもあれなんですけど、ある種大学の先生の監修を受けて

出しておりますので、先ほど申し上げたように、うわさの域ではなくて、ある種調べて、一面かもしれませんが、公にしているという部分で書籍もありますし、それからテレビで取り上げたというのもあるので、時間が経てば、あれはああだったねみたいな話があるんですけれども。

例えば、にがりなんかでもそうなんです。非常ににがりというのは人気になりまして、いろんな本も出まして、スーパーからもなくなったということがありますが、要は、言い訳させていただきますと、使い方ですとか、限度とか、マイナス部分もわかった上で使ってくださいというように、よく見れば書いてあるんです。

ただ、非常に一人歩きしてしまいますので、特にテレビなんかでは、これがいいということになると、我も我もということになるので、それがあつ種のブームだったり、先ほど申し上げたようなフードファディズムの1つなんだろうと思いますけれども、あまりに極端なメディアの罪悪論みたいなものはちょっと危険かなという感じがしております。

唐木専門委員 大学の先生のあれが出たので、大学の先生だった立場から1つだけ言わせていただきますと、日本は、いわゆるグッドサイエンスとバッドサイエンスの区別がないんです。アメリカ、ヨーロッパでは歴然と区別します。大学の先生でも科学的にうそを言っている、あるいは結果的にうそのことを主張している人はたくさんいます。そういう人がメディアに非常に人気があるんです。ですから、必ず裏を取っていただきたい。あるいは学会でその説が認められているのかどうか、そこをきちんと検証していただきたい。学会のほとんどが反対しているのに、一人だけ言っている、これがメディアに取り上げられて大きくなる、これが非常に危険だし、これが非常に多いんです。是非その点は。

関澤座長 今後のこの後の食育の議論にもつながっていくんですけれども、私は高橋さんのお話を伺っておりまして、やはり皆さんがいろいろそういうふうに考えていく裏には学校教育の力も相当あると思います。食品添加物悪者論の中には、学校の先生御自身がそういうふうに理解しておられるんだと思うのですが、副読本とか、いろいろな本で食品添加物は非常に悪いというところを強調して取り上げてそれらを読んで先生が教育しておられる。

もう一つ、今、お話になっていたメディアの力というのは、非常に強力な影響力があるというのは、だれも否めないと思います。

私たちは、食育や食品安全について、やはりメディアの力というか、興味深く見せるという力をうまく一緒に組んでいけないかなということを考えます。

そういった意味でよい情報、信頼性のある情報というのをどういうふうに皆さんに紹介し、広げていくかということが課題になると思います。手前みそで恐縮ですが、私は大学の授業で食品関係を担当しはしないのですが、化学環境システム論という中で、インナー・インバイロメント（内なる環境）ということで、食品の問題と体の健康ということをお話します。例えば、東京都食品安全情報評価委員会で健康食品について非常にすばらしいまとめをやっておられるというのを聞いていますので、東京都のインターネットサイトを紹介して、健康

食品というものに、どんなものがあるのか、その使い方とかでどんな問題があるのかということについて調べなさいという課題を出し、レポートを書いてもらったりしています。

東京都の調査では、ビタミンも含めて実際に健康食品というのを取っている人が、アンケートの回答者の中で半数以上おられるという状況の中で、皆さんが健康に非常に興味を持っていながら、適切な食生活を送っており、それを補充するものとしてサプリメントなどに頼っているという状況は間違いなくあります。そうしたときに、こういったところに信頼性のある情報があり、それをどう皆さんがうまく活用していくかをサポートするというのが非常に大事なのではないかなということを高橋さんのお話を伺いながら思いました。

関澤座長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

寺田委員長 大変面白い話で、面白いと委員長の立場で言うてはいけないのかな、だけど賛成ですよ。

といいますのは、ほとんどの食品が長期間で健康にいいというためには、証拠がほとんどないわけです。例えばがん予防のためのビタミンAとかビタミンEが全部アウトになって、結局そのときそのときで、やはりメディアもそうですけれども、やはりちゃんと論文に書いたもので、しかも非常にレフェリーがきちんとした専門の雑誌に出たものでないと駄目です。

情けないんですけれども、日本人というのは英語か母国語でなくてしょうがないんですけれども、きちんとした英文専門雑誌に、学者が悪いんだけど、きちんとした雑誌に出したものが少ないんです。いわゆる健康食品の長期の効果は、出ていないのがほとんどなんです。

それで、唐木先生が言われたように、ある人はその場でぺらっとしゃべったものが本当のように伝わる。学会でもしゃべるだけだと意味ない。書いたものがきちんとあって、第三者が見て証拠づけられると、そういうことがないとだめなんです。それをやっても後から10年経って、あれはうそだったとかいうことが、このごろ出ているんです。

ですから、特にこんなことを言ってもしょうがないんですが、健康食品に関して言われたことは大変大事だと思っていまして、あれが本当に効果があるとか、それから安全かということに関して、私個人は危惧を持っています。

それに関してどういうふうにやったらいいのか、実際10年経った後に、そういう効果があるなしというのはとてもできません。薬の場合には、間に医療従事者が入っていますからまだいいんですけれども、食品と名前が付いた途端に医療従事者が間になくて、直接国民に行くわけです。これはこの委員会のリスクコミュニケーションと少し違いますけれども、できるだけそういうものを取らないように、バランスのある食品をとるということで教育をやっていただくのが大切だと、そう私は思っております。

関澤座長 大変興味深く皆さんいろいろなお立場からディスカッションしていただける適切な話題提供をありがとうございました。

それでは、次の議題の方に移らせていただきたいと思います。

2 番目の「食品安全委員会における食育に関する取組について」。先に資料を紹介していただくことでよろしいでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 はい、そういうことであればそういたしますし、もしあれであれば、一番最初に食品安全委員会での議論は、犬伏専門委員が御出席になりましたので。

関澤座長 それでは食品安全委員会の議論に参加していただいた犬伏さんの方から御報告をお願いしたいと思います。

犬伏専門委員 先日の食品安全委員会に関澤先生、唐木先生、お二方の御都合が付かないということで、急遽私は出させていただきました。

そこでのお話は、資料の中にあるんだと思いますが、食育基本法ができ上がって、先ほど来、高橋先生のお話にもありましたけれども、食というものに対する私たちの認識とか、何かが足りないということで、そういうことで教育という観点からする必要があるでしょうねというお話で、食育基本法ができたということで、その食育基本法を内閣府もどこかで担当しなければいけないという話だったと思います。

そのどこかということになりましたら、リスクコミュニケーションというところで受け持つというのが妥当ではないかと思われるというお話だったと思います。

その中で、リスクコミュニケーションがどういう形で受けるのかというのが、これからの議論の中に入るのかと思いますけれども、リスクをコミュニケーション、私は対等なお話という対話、先ほどお話が出てきましたけれども、わからない人間、それとわかっている人間というんでしょうか、そこが対等にお話ができ上がっていく、対等に議論ができていく。

今までこのリスクコミュニケーションということで、遺伝子組換えですとか、BSEですとか、意見交換会に何度か参加というか、拝聴しに行ったわけですが、その経験からも、ここで何回も議論されたと思いますけれども、何か一方通行的な話、声の大きい人が、私はこう思う、こちらはこう思うという一方通行ですれ違ってしまっているようなことというのは多々あったかなと。そこをどうしたら対話にできるのか、対話させて対話として成り立っていけるのか、お互いの感覚を理解し、納得し、その上でここがこうですねと言えるような話し合いができるようになるのか。そのためには教育が必要ですねという話は、ここで高橋先生を始め、皆さんからずっとお話が出ていたと思っていますので、そういう意味で食育基本法をここで受けるということは必要なのかなと思いますということで、お話をさせていただいてきたつもりです。

何か委員の方々が中村先生、坂本先生の方から、食材そのものについてあまりにも私たち一般人が知らな過ぎる。ちょっとおさるさんのお話みたいな話でしたけれども、タマネギをむいてしまう若者がいるというようなお話を中村先生が事例として出されておりましたことを、坂本先生が何とも言えず、女性が20代、30代の女性の過剰やせ、やせ方がひど過ぎる。

それと、朝御飯を食べないで出かけてしまうという若者たちの生活。それが子育てのところにどんなふうに影響があるかというお話がありまして、それも食3回がいいのか悪いのかわかりませんが、昔からあった日本型の食生活というものをもう少しきちんと見直して教育という場でやっていく必要があるんじゃないかという御提案がありました。

それを食育基本法というスタイルで家庭、学校、地域あるいはフード、いろんな外食産業というか、そういうところを通して、あらゆる場所を通して食育、食の大切さ、食というものの必要性というもの、先ほど高橋先生の方からもお話がありましたけれども、そういったことをしていかなければいけないというのが国として全体的なあれがあると、厚労省の方からの食育基本法ということについての御説明があって、それをここではリスコミというところで、そういうふうに話がありましたというところでよろしいのでしょうか。

関澤座長 犬伏さんどうもありがとうございました。私がほかに特別講演を依頼されていた関係で出られなかったのかわりに出させていただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、私どもの専門調査会として今後どのような観点から食育推進に取り組んでいくべか、これから皆さんと御議論をお願いしたいと思います。

事務局の方で資料2と資料3を御用意いただいております。今、犬伏さんの御紹介にあったような表もグラフも付いておりますので、よろしく願いいたします。

西郷リスココミュニケーション官 それでは、今、犬伏座長代理から御説明がございましたんですけども、食育基本法そのものの経緯から若干御説明を申し上げたいと思います。

まず、資料3を御覧いただけますでしょうか。資料3そのものは、犬伏さんが御出席になりました第104回、7月21日でございますから、2回前の「食品安全委員会」で内閣府にできました食育推進室というところが説明に用いた資料そのものでございます。

若干受け売りになりますが、そのときの説明を説明させていただきますと、まず、食育基本法の制定の経緯でございます。

食育という言葉は、ここ最近よく耳にすることになったわけでございますけれども、法律でまいりますと、もともとこれは普通の法律のように政府が出したものではなくて、議員立法でございます。

特に自民党内でございますけれども、食育に関する議論が非常に昔からございまして、国会の159回国会でございますので、去年一度出た経緯がございました。ところが、一応ずっといろんな議論があったり、ほかのことが起きたりしてなかなか議論ができなかったりといったことがあったわけでございますけれども、継続審議の扱いになっておりまして、そして今度の国会で、やっと衆議院から出たり、参議院から出たりいろいろ経緯があったんでございますけれども、経緯は省略いたしますけれども、今年の6月10日に参議院の本会議がございまして、一応食育基本法が成立したわけでございます。

それで、7月15日から施行されたということでございます。ですので、まだでき立てのほやほやということになります。

それで、食育基本法の中身でございますが、1ページめくっていただきますと、法律そのものが付いてございます。これは縦書きなのでちょっとあれなんですけれども、1ページを読んでいただくと、2ページの方を読んでから3ページに行くという辺な縦書きの組み立てになって恐縮なんですけれども、一応全文が付いてございます。

これはちょっと後で見ていただくことといたしまして、まず、なぜこのような法律が出てきたかといったことをよく議員の先生方が委員内で議論を闘わせたというところに、資料2というのが21ページに付いているかと存じます。

資料2でございますけれども、先ほど犬伏さんからございましたけれども、特に7月21日の「食品安全委員会」では、七条副大臣が朝食の欠食率というのが、自分のうちでもそうだけれども、特に最近高いのではないかと。これ自体がどうかという話があるけれども、とにかく食事が乱れる原因がそれではないかというお話がございましたところなんですけれども、見ていただけますように、特に若い世代は、なかなか朝忙しいということもあるのかもしれないんですが、朝食を食べないで活動に入るといったことが増えているとか、あるいは野菜の摂取量でございますけれども、厚生省が進められております健康日本21ということでは、1日350g以上を野菜を摂るといったことが目標となっているのに、若干遠いところにあるんだと思います。

次をめくっていただきますと、そうは言いながら、いわゆる生活習慣病と、BMIと申しますけれども、これは説明する方もあまり大きな声では言えないんでございますけれども、特に中年男性ではそういう人が増えてきているということでございます。

それから、女性では、どちらかという、もう少し高齢になられてから肥満になられている方も増えているということが出ています。

あとは、肥満だけではなく、高血糖、高血圧、高脂血、いわゆる病気の基になるような体の調子、いわゆる体調に問題になるようなことが、非常に食生活に由来していることがどんどん我が国では増えているということでございます。

次をめくっていただいて24ページでございますが、これが「食品安全委員会」に一番関係の深いところでございますが、食品の安全ということでございます。

このグラフは、私どもがお願いしているモニターが定期的にどのようなハザードが危ないと思っていますかというのを、危ないというか、不安に思うかということでございます。こういう聞き方をいたしますと、並べて取るからみんな不安に思うんであって、聞き方が悪いといえば怒られるんでございますけれども、これはときと場合、どういうふうに変化するかというのを見ているということで取っているわけでございますけれども、一般の専門家からすれば、必ずしも気にしなくてもいいようなことも気にされている面もあるのかもしれないという結果がいつも出ている。

それが、先ほどの高橋専門委員からのお話にも関係するのかもしれませんが、そういうときに不安がいっぱいあるということでございます。

それで、自給率が下がってきているということは、生産がどこか遠くなって、どこから食べ物が出てきているのかわからないということも我が国の食が乱れている原因ではないかという声もございます。

そこで、食育基本法でございますが、25ページの資料3でございます。条文の方は後で見ていただくことにいたしまして、食育基本法は、こういった形の中にございまして、要するに食育に関することのありとあらゆることをやることに一応なっているわけであります。

ただ、食育基本法ができる前にやっていなかった話はあるのかということ、必ずしもそうではなくて、役所でもそうでございますし、民間でもいろいろお取り組みいただいていたことについて、食育基本法ができたことによって、更にインパクトを加えていこうというところが主かと思えます。

ただ、施策的に異なってくるところは、関係する政府が白書のようなもの毎年出すといったことを除きますと、例えば「3. 食育推進基本計画の作成」のところでございますけれども、こういった総合施策計画を定めて、計画的に推進するという形になっております。できれば、都道府県、市町村にもそのような計画をつくっていただくということになってございます。

それはどんなところにつくるのかということでございますけれども「5. 食育推進会議」と書いてございますが、普通このような行政計画は閣議で決定していくというのが関係省庁の調整をするということでございますけれども、この場合は「食育推進会議」ということで、要するに閣議だけではなくて、食の有識者の方にも入っていただいた形の「食育推進会議」と、これは内閣総理大臣が会長になるわけでございますけれども、そこで決定していただくということでございます。

勿論、似たような会議が都道府県あるいは市町村にもできることになるかもしれません。

現在、食育推進室というのが内閣府の本府にできておりまして、そこを中心といたしまして「食育推進会議」の1回目を早く開こうではないかという作業が進んでいると聞いてございます。

では、具体的にどのようなことが、今、構想されているかということでございます。27ページの資料4になります。

食育基本法に基づいて、今後されるであろうということでございますけれども、ここに次々と掲げてございますけれども、先ほどありました家庭における食育の推進とか、めくっていただきますと、学校、保育所など、いわゆる教育の現場での食育の推進。それから地域における食生活改善のための取組とか、あるいはこういったことを盛り上げるために食育推進運動といったようなこと、あるいは食育月間を決めてえいとやろうとか、そういったことも考えているということです。あるいは生産と消費の違うところを何とか縮める、あるいはわかるようにしましよという交流の話をしましよとか、あるいはこの中にはリサイクルとか、ときどき地産地消といった言葉も出てきてございますけれども、そういった問題とか。

それから、30ページの最後でございますけれども、食文化の継承といったことも重要な食育の問題。

「食品安全委員会」の関与の仕方でございますけれども、一番最後の7番のところ、いわゆる食品の安全性に対する正しい情報の提供でございます。ということは、ちゃんと届いているかと確かめたりということはどうやってやっていくかということについて、大きな貢献が求められているということでございます。

ですので、そういった点では、先ほど犬伏座長代理からお話ございましたように、委員会でも、やはりリスクコミュニケーションを通じて貢献していくんだらうと、こういった御議論になりました。

それで、次に資料2を見ていただきたいんですが、2枚紙でございます。

「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項」でございますが、これは先週の委員会、ですから21日のフリーディスカッションの後、7月28日の「食品安全委員会」でリスクコミュニケーションの専門調査会に新たに調査審議を求める事項というのが出されたところでございます。

ちょっと参考までに1ページめくっていただくと、別紙が付いてございまして、去年の8月に既に「リスクコミュニケーション専門調査会」には、これだけ宿題がたくさん出ていて、いろんな議論をしているところで、これは現状と課題をとりまとめた後で今後の取り組みといったことからやっているわけでございますけれども、これに加えた形で、一番最初のページの資料2と書いてあるところのものが加わったところでございます。

のところだけ読ませていただきますと、「食育基本法を踏まえ、食育の推進に貢献するための食品安全委員会の役割、具体的には、食品の安全性に係る情報提供の在り方や意見交換の推進方策について議論し、意見を取りまとめる」ということが、先週の委員会で「リスクコミュニケーション専門調査会」に調査審議をお願いするといったことが決まっているわけでありませう。

ですので、安全性の件につきまして、食品安全基本法を見ますと、安全教育の重要性でございますということが既に書いてあるわけでございますけれども、食育基本法が成立したことを契機に、一体となって国全体としての食育を進めるという意味から、先ほど高橋先生のお話ございましたけれども、情報リテラシーの問題でございますとか、それを見極める芽を育てるためにはどうしたらいいかなとかいった点を、今までリスクコミュニケーションといったことでやるのかもしれないけれども、この点について、新たにこういった点についてどうしたらいいかといったことを調査審議をお願いするということになった次第でございます。

なお、この資料を1ページめくったところに参考がございますけれども、先ほどの条文の中の特に食品の安全性とっている点が触れられているところの条文もできると、第八のところ「食品の安全性の確保等における食育の役割」といったところとか、あるいは先ほど

の交流の中でも食品安全性の確保に対する情報とか、理解と関心の増進を図るでございますとか、主には第二十五条でございますけれども、食品の安全性に関して、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、正確な情報を迅速に提供しなさいということが書いてあるわけでございます。これについて、どう進めていったらいいかを御審議をお願いしたいということになった次第でございます。

以上、説明申し上げます。

関澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、食育基本法成立に際して、これを踏まえて、食育の推進に貢献するために「食品安全委員会」の役割、具体的な食品安全性に関わる情報提供の在り方や、意見交換の推進方策について議論してくださいとの食品安全委員会のご依頼ですので、本日はまず質問点、御意見の方は自由に発言していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

川田専門参考人 ちょうど、1年前に私は議員立法で食育があるということをちょっと発言させていただいたんですけれども、この中身を見ますと、それこそ資料4の27ページから、すべてが網羅されているような気がいたしますが、この文章で網羅できていない欠点と、リスクコミュニケーションというような中で議論を重ね、賛成、反対、そして探していくのがリスクコミュニケーションだと思いますし、それから今、中央審議会でそれこそ義務教育の特別部会で食育が討論されておりましたので、見城さん、委員でいらっしゃいますね。何回も出ていらっしゃいますね。この辺の議論と、この場がダブらないように、それこそ見城さんがいらっしゃる以上、情報を流していただいて、逆に我々が立って行きたいと、そんな意見を思っております。最初に口火を切らせていただきます。

関澤座長 ありがとうございます。お名前が出たところですが、見城さん、何か「中央教育審議会」の方で。

見城専門委員 「中央教育審議会」の義務教育特別部会は、どうしても費用の方をどうするかと、そちらの方に非常に重点が置かれていて、なかなか中身まで行かないんです。一般財源化か国庫補助金か議論中で、それで初期の段階の全体会議で義務教育をどうするか意見交換が行われ、食育の問題は最初に出まして、この後に、これからもう少し煮詰めていくところではないかと思えます。専門家がいらっしゃるのはこちらですから、あちらで出る方は、例えば学校給食をどうするかとか、朝食をとってこない子をどうするかとか、それが学業成績どうなのかとか、いじめや、そういった子どもの不安材料にどうなっていくかとか、そういうようなところまでは出ております。むしろこちらの方でしっかりしたものを出していただいていたものが中央教育審議会に反映されていくべきだと思います。

川田専門参考人 義務教育よりも、それこそ幼児から始まりまして、幼稚園、小学校の低学年、高学年、中学までというところで給食という問題が、また各ブロック、ブロックで食育を教えられる先生がいらっしゃるのかどうか。だれが教えるのかという問題があったり、

あるいはそれでは義務教育が終わった青少年、どのような正しい食に対する教育をどうするか、また大人は大人としての自覚と正しい食の在り方の指導とか、老人は老人、中年は中年、太ったり、やせたり、先ほどから問題が出ておりますけれども、いわゆる健康食品あるいは特薬以外の医薬品ですか、先生がお勧めする膏薬、それが本当にいい薬なのかどうかという面につきましても、大人は大人、老人は老人、すべてその辺のマスメディアとの関連、あるいはいろいろありますでしょうけれども、自覚するにはどうしたらいいのかという問題、一言で言って快食快便だと思っっているんですが、それに至るまでのいろんな問題がリスクコミュニケーションの中で検討されて、そして何かのマニュアル、指導要綱になれば、今の課題のお答えの道が開けるんじゃないかという感じがいたします。

関澤座長 ありがとうございます。

見城専門委員 1つだけ足してもいいんですか。

関澤座長 どうぞ。

見城専門委員 一応、私は朝食に関しては、これは私個人が義務教育特別部会で発言させていただいたんですけれども、結局、小学校、中学校義務教育の期間、学校自体が朝食を出したらどうかという提案をいたしました。子どもが食べずに来ること、大人が1年かけて討議しているときに、1年食べずに育ってしまうと、この重要性を意見としてを申し上げたら、給食というのは、結局、どこが出しているかということ、義務教育を設置しているところに義務があるんです。ですから、市町村、町立、市立であれば、その市や町が費用を出さなければならないその費用はないと言われました。厚生労働省といろいろ横の連携を組み合わせながら、本当に食育を考えるならば、食べない子がいるということ、明日からとりあえずなくすように、10時のおやつ時間でもいいし、何かフレキシブルに考えて、とにかく子どものおなかにおむすび一個でもいいから入れたらどうかという意見を出しました。

ですから、ここでの皆さんのいろんな御意見を伺えれば、それはまた義務教育部会の方で、もしよろしければ、そういうことも発表させていただくとか、そういうことも考えていきますので、どうぞお願いします。

関澤座長 後ほど御紹介があると思いますが、この専門調査会の委員でも、新しい委員を公募し補充するというお話が出ておりますが、公募委員として参加していただいている石崎さん、まだ最後とは言いませんが、食育関係でお気づきの点がございましたら、御意見をお願いします。

石崎専門委員 食育は本当に範囲が広くて難しいなと思ったんですが、西郷さんのお話を聞いている中では、食品の安全性に係る情報提供の在り方ということ、学校のこととかは文部科学省とか、いろいろやっているところがあるので、その情報提供の在り方ということ、どういうふうに具体的にしたらいいのかわからないんですけれども、例えば座長も先ほど言われたように、マスメディアと何か組んで、正しい情報を提供できるようなやり方を考えていくとか、ちょっと済みません、あまり考えが浮かばないんですけれども、やはり

情報提供というところで、何か出せたらいいのかなと思います。

関澤座長 私自身も今回食育基本法の概要を読ませていただいて、この法律は何か取り締まっていこうというよりも、むしろ努力規定が中心で、いろいろな方が、いろいろなレベルで協力し合っていこうという精神が全体として流れていると思います。

今、石崎さんの方でも御指摘がありましたが、学校教育のレベルなどでは、また別なところでも取組みがあると思いますが、「食品安全委員会」として今まで取り組んできた食品安全についての貴重な情報を積み重ねてきていると思います。

例えばですが、たびたび開かれました意見交換会で、重要なプレゼンテーションが出され、一部わかりにくいとかいう御意見もありますけれども、そういったものを整理してまとめて本にして出すとか、その中でも特に皆さんに伝えたい内容を抜粋して、もっとわかりやすい子ども向け、あるいは社会教育向けの資料をつくっていくということも可能かと思います。

あるいは意見交換会などでいろんな御意見のやりとりがあって、わかりにくいことや、不安に思っておられることについて御意見があってご担当のところから回答されたと思います。そういったやりとりをQ & Aとしてまとめて、それをまた社会教育や学校教育に使っていただき、食品安全委員会の取組み、あるいは厚生労働省や農林水産省が取組みの中で食品安全について、この間に重要な情報の蓄積をされてきたと思います。そのときそのときの重要な課題を主に取り上げてきたと思いますので、それらを活用していけないかなというのが私の感想です。

見城専門委員 食育ということでは、ごく最近現実に目にしたのが、赤ちゃんなんですよ、まだ生まれて、おっぱいを飲んでいる乳児です。それなのに若いお母さんが太ったら大変とと思っているんです。本当にショックを受けまして、だれが、いつそのような指導をしたのか。赤ちゃんが泣いても、おなかが空いているから泣いているんだというごく普通のことなんです。お姑さんも言えないんです。なぜかと言うと、若いママは、知識はある、情報社会に生きてきましたから、今から太る大元を絶たなければならないとあって、本当なんです。

これは大変なことだと思って、今回この会議で発表して皆さんに食育はそういうところからどうするかを考えていただきたいと思いました。

これは保健婦さんの指導の範囲ですか？行き過ぎじゃないかと言える立場のお姑さんは、言ったけれども、お母様黙ってくださいという態度をとられてしまう。ここに1人いるということは日本全国にもっといる可能性があります。随分優秀なモデルケースになるような真面目な若いお母様が多いかもしれないのですが、ダイエットが日常的であると、瘦身の問題というのは赤ちゃんから始まってしまいうんですね。

ですから、食育では、先ほどの先生のいい情報、悪い情報ではありませんが、それも含めて、やはりリスクコミュニケーションで正当な情報、妥当な情報、こういうものを出していただく。つまり、食育ということが出ると、そういうところへ行くんですよ。赤ちゃんからして食育しなければならないと。まさかのスタートが切られておりますので、こういったこ

とも是非入れて、早急がいい、妥当な情報を出していただきたいと思います。

関澤座長 ありがとうございます。どうぞ。

近藤専門委員 リスクコミュニケーションで食育について議論をし、それなりの提言・提案をしていくことは全く賛成で、食育というものについては、個人的にも、それから食品事業者としても非常に重要な問題と考えて、よくぞこういう法律ができたなという思いがあるんですけども、このリスクコミュニケーション委員会でやるのは、食育のある部分であるという認識でよろしいわけですね。

ですから、例えば食育ということについて、例えば食の文化であるとか、また宗教との関係もありますし、それから本当に日本人は何なのかとか、そういう話も出てきますし、それから食料自給率の問題とか、飼料の問題とか、ありとあらゆる問題が関わってくるので、その中で食のリスクに関することについての食育をどういうふうにしていったらいいかというところの議論だと認識してよろしいですか。

関澤座長 おっしゃるとおりだと思います。

平社専門委員 それと同じような形になるんですけども、二十三条と二十五条が資料に入っているんですが、その中で循環型の社会という問題が一応法律ではうたわれております。

一応、「食品安全委員会」では、食べるまでをやって、それ以降の排泄の問題だとか、それから循環の問題、こういった問題は対象にしない、こういうことでよろしいでしょうか。

関澤座長 自給率の問題ですとか、今言われた地産地消とか、いろいろお話はありますが、ここでは食品の安全に関することを取り上げて、それに少しでも関係してくることでしたら、またそれはそれで話はつながってくると思いますが、食品安全を外れて話を広げてしまうと際限がございませんので、そこは別にしていきたいと思います。特に、御質問、御意見はございませんでしょうか。このテーマは、今回限りということではなくて、今後更にほかの委嘱された事項と並行して取り上げていきたいと思いますので、御議論を引き続きお願いしたいと思います。

それでは、議題としましては「三府省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について」ということで、まず「食品安全委員会」の方から御紹介をお願いしたいと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 先ほど食育のところ、1つだけ御説明を漏らしてしまいました、大変失礼しました。

まだ、特に決まっているわけでも何でもないんですがございますけれども、要するに国会での審議の過程だとか、そういったことからわかりますように、先ほど申しました食育の推進計画、要するに推進会議を別途内閣府にできて決まるものでございますけれども、今、年度内ぐらい決めたいということで、どうも作業進んでいるようでございます。

ですので、もし安全性のことについても、そういうところに盛り込んでいくということであれば、それに反映できるような議論をしていく必要があるかと存じまして、そのようなペースの心積もりと申しますか、そういうことが、もしできればよろしくお願いしたいと存

じております。それが1つだけでございます。

では、リスクコミュニケーションの前の調査会からこれまでについての取組みにつきまして、若干御説明いただきます。

まず、全体でございます。資料4を見ていただきたいと思います。

資料4につきましては、まず、三府省による意見交換会というのがございますけれども、実はずっと三府省と言っておりますけれども、リスクコミュニケーションにつきましては四府省、実は環境省も入って担当官の会議をずっとやっておりまして、日程の調整など、それから意見交換だけでございますけれども、どのような情報提供をしたらいいかということでございますけれども、ほとんど食品のあれにつきましては三府省がということでございますものですから、こういったことについては、今のところ三府省で御報告申し上げているということでございます。

もし、何か環境省関係のものがありましたらば伝えまして、何かの機会に御報告申し上げることも可能だと思います。

前回からいきますと、ここに書いてありますように、三府省連携によりまして意見交換会につきましては、3つほど、12日に青森で、これは「食品安全委員会」の本間委員が講演に行きましたけれども、一般的なリスク分析、あるいは信頼性の問題といったことについての議論が行われたものであります。

14日、19日は水銀に関します、食品の特に魚介類でございますけれども、メチル水銀に関してのリスク評価の案が上がってきてまいりますので、その意見・情報を求める期間中に意見交換会を東京と大阪で開催させていただきました。これについては、後ほどまた御説明申し上げます。

それから、今後の予定でございます。2ページを見ていただきますと、8月にも幾つか意見交換会がございます。明後日でございますけれども、北海道札幌で魚食と健康、これもちょっと水銀の関係もあるかと存じますけれども、健康にお魚を食べるものと、そのリスクについてどう考えるか。

それから24日は、これはシリーズもので厚生労働省を中心にやっておりますけれども、輸入食品あるいは残留農薬等のポジティブリストについて。

26日につきましては、宮城県仙台で一般的なリスクコミュニケーションということでございます。

以降、農薬につきましては9月9日にもあるということになってございます。

8月下旬以降については、これは厚生労働省からの御説明かと思っておりますけれども、リスク評価結果が出れば、今度は、いわゆる摂食指導、2年前にキンメダイでいろいろ問題が出たわけでございますけれども、今後どういうふうになっていくかということにつきましては、実際は管理省庁にやっていただくということでございまして、その意見交換会が予定されてございます。

厚生労働省に入ります前に、水銀のところにつきまして、資料5 - 1、5 - 2を見ていただきたいと存じます。

資料5 - 1は、先ほどございました、東京、大阪での意見交換会の概要でございます。これにつきましては、5 - 1の最初の紙が東京、次の紙が大阪の概要でございますけれども、前後しますけれども、まず東京の方から申しますと、これは参加が確認できた方だけですが、128名の参加をいただいております。

これにつきましては、リスク評価結果に基づく意見交換会をやる場合は、公募による意見陳述人に出ていただいて意見を述べていただくということを、今までBSEだとか、あるいは耐性菌の問題でございまして、遺伝子組換えとかやっていたんですけれども、これにつきましては、リスク評価の中身は非常に難しいということもあって、あるいは管理措置に関わることについては、後ほど厚生労働省から御説明がありますけれども、別途意見交換があるだろうということもありまして、評価になった道のりだとかということがわかりやすくということで、それから消費者の関心あるいは水産関係者の関心などが、要するにすぐわかるような形で一回議論した上でということで、パネルディスカッションを行いました。それから会場との意見交換という形になりました。

またディスカッションでございますが、東京では「食品安全委員会」の中村委員にコーディネーターをお願いし、そこに書いていらっしゃる方に出ていただいたわけでございます。

それから、大阪では、今日ちょっと御欠席でございますけれども、当調査会の専門参考人であります日本経済新聞の中村雅美さんですね、両方とも中村コーディネーターだったんですけれども、やっていただきました。

それから、両方の会場で「汚染物質専門調査会」の座長の東北大学の佐藤先生に評価の中身について1時間ぐらい御説明いただいた後、パネルディスカッションをし、その後、意見交換をしたということでございます。

なお、当方の主催でやりましたけれども、厚生労働省、農林水産省からは御出席をいただきまして議論に加わっていただきました。

中身でございますけれども、両方ともあれでございますが、やはり水銀問題でございますので、私ども最初に心配いたしましたのは、水銀というと、すぐ公害病というか水俣病のような重篤な神経障害といったようなことをイメージすることが意外と多いということもあるので、今回のリスク評価というのは、どのぐらいのリスクのことを議論しているのかといったことを、まず明らかにする必要があるということでもかなりやったんでございますけれども、それについてはある程度理解はいただけたかと思えます。

ただ、細かくなりますけれども、国際的な評価機関でございますJECFAというのが出しているのと、今回の評価の数字が若干異なるというところだとか、あるいは注意しなければいけないのではないかとリスクターゲットというか、対象者が明確に胎児ですから、実際に注意するのは妊婦さんになるわけでございますけれども、それがほかの国ではも

っと広げた形で、小児とか、乳児の方も対象としたものなのとか、そういった議論がございました。

あるいは、逆に言うと、日本人のデータというのはあまりなくて、セイシェル諸島とかアフリカの海の島だとか、あるいはデンマークの沖のフェロー諸島とか、そういったところのデータしかなくて、日本のデータがないのでこんなのでいいのかとか、あるいは今特に問題になっているわけではないのに何で今評価するのかとか、そういったような議論もあった次第でございます。

なお、今日、御欠席の日本経済新聞の中村さんからは、今日御欠席だということで、1枚紙を「食品に関するリスクコミュニケーション（大阪）へのコメント」という紙を寄せていただいております。

それでは、やはり資料とかが難しい過ぎたかなということもあったし、それからパネルディスカッションの進め方についても、おおむね適切だったというのが多かったですけれども、資料が適切ではないということもあったといったので、そういった人のアンケートを調べて、構成をちゃんと調べてくださいみたいなものがございました。

大阪だけいただいたので調べたところ、パネルディスカッションの進め方について、職業別にあまり適切でなかったとお答えになった方は、もともと大阪は70人弱しか一般のご出席がなかったのですが、「適切でなかった」という方は8人ほどいらしたんですけれども、その方は、消費者1名、事業者1名、行政3名、食品関連の研究者の方が3名というふうな内訳になっております。ちょっと数が少ないので、数字そのものが使えるかどうか疑問でございますけれども、一応中村コーディネーターの御指摘に事務的にお答えすると、そのようなことになっています。

全体といたしまして、一応付けたつもりなんでございますけれども、やはり説明もある程度、ちょっと学術的だったんではないとか、あるいは私どもが用意した資料がちょっと取っ付きにくかったという御指摘もいただいたということです。

以上、メチル水銀に係る食品影響評価に関する意見交換会の報告でございます。

あと、モニターにつきましてお願いします。

藤本勸告広報課長 それでは、食品安全モニターの関係につきまして、ちょっと私の方から御報告いたします。資料6-1と6-2を御覧いただければと思います。

資料6-1の方でございますけれども、前回は御報告させていただきましたけれども、17年度の食品安全モニターということで、470名近くの方を委員会の方で委嘱させていただいております。

前回は、たしか1回目で、アンケート調査を取らせていただいたということで御報告させていただきましたけれども、実は6月から7月にかけて、モニター会議というものを全国10か所で開催させていただきました。その結果につきまして、簡単に御報告させていただきます。

1のところに「開催趣旨」というのがございますけれども、毎年度モニターになっていた後、開催してあるんでございますけれども、とりわけモニターの方々に「食品安全委員会」の取組みと、あと個別のテーマを取り上げまして、食品健康影響評価の考え方とか実際について、知識や理解を深めていただいて意見交換をするという趣旨で行っております。

また、3分の2の方が新たに参画いただくということで、モニターの活動の役割などについても理解を深めていただくということで行っております。

2のところにございますように、先ほど申し上げましたように、全国7都市10回開催したということで、下の方に一覧表で整理させていただいております。

できるだけ小人数でできればということで、40人規模でやっているところが多々ございますけれども、例えば北海道では6月21日でございますけれども、14人という人数でやったりもしております。

会議全体としましては、一部、二部構成で行っておりまして、一部では「食品安全委員会」の委員の先生方にリスク分析の枠組みとか、委員会の取組みについてお話をさせていただいて意見交換を行い、二部の方で個別のテーマということで、下の表にございますように、各会場ごとにテーマを決めまして、例えば食品開発食品とか、遺伝子組換え食品とかということで、各専門調査会の座長の先生方等にお話をいただいた上で、そういったことを中心にしながら全般的な意見交換を1時間強行うという形で進めさせていただいております。

次のページに別紙1ということで、モニターから具体的にどんな意見があったのか、また別紙2の方で会議が終わった後、感想がどうだったかというのをアンケート形式等々で整理してございます。

若干別紙1の方でリスクコミュニケーションの関係でどんな御意見があったかというのを簡単に紹介させていただきますと、ページ数では1と振ったところの上の1)のところでございますけれども、3番目のポツのところでも少し出てきておりますけれども、食品の安全について科学的には理解できるが、不安とする人がやはり多いということで、この点を解消するような取組みに力を入れてほしいといったような御意見とか。その次のところでは、白黒の判断がつかないグレーゾーンが多くて、消費者は理性的よりは本能のまま、白黒という形で拒否してしまうケースが多いと。ただ、その背景には情報が少ないということがあるんじゃないかということで、情報提供をしっかりとしてほしいという趣旨のような御発言がございました。

また、次のところもございますように、専門用語を避けて、だれにでもわかるような言葉で説明してほしいとか、あとリスク評価の結果の報告書などについても、一般の人に、やはり難しい表現が目立つといったような指摘もございました。

あと「食品安全委員会」の取組みについての広報手段、新聞折り込みなどといったようなことまで具体的に言われておりましたけれども、そういったようないろんな手段が考えられないかといったような指摘もございました。

一方で、季刊誌の食品安全という取組みなどは、非常にわかりやすくいいんではないかということで、そういったものをいかに一般の人の目に届くような形にするかということが課題ではないかといった指摘がございました。

また、食育の関係で、リスクコミュニケーションの一環ということで、委員会としてもいろいろ取り組んでほしいとか、委員会に限らず国民運動ということで、政府を挙げているやっしてほしいといったような御指摘がございました。

リスコミの関係では、そんなようなところでございます。

それと、資料6-2の方でございますけれども、6月分ということで、既に4月から毎月モニターから意見をいただいております、それに対して回答といいますか、コメントという形でこういう整理をして情報発信しているところでございますけれども、6月分につきまして、48件ほどございまして、こういう形で委員会に報告し、ホームページで情報提供しているという御報告を併せてさせていただきました。

以上でございます。

関澤座長 どうもありがとうございます。それでは、時間の関係で厚生労働省また農林水産省から、引き続き御報告をお願いいたします。

松本大臣官房参事官 厚生労働省の方の取組みについて御説明いたします。

意見募集の実施状況ですが、資料4の5ページ、別紙2でございまして、2件意見募集中でございます。

1件は、アセトアルデヒド食品、添加物等の規格基準とするというところでの意見募集で8月6日までの予定でございます。

もう一件が食鳥処理場におけますHACCP方式による衛生管理に関することについて意見募集をやっておりまして、今月8月12日が締め切りということでございます。

次に情報の提供ではなくて発信でございます。

食品の安全確保に向けた取組みにつきまして、厚生労働省のホームページに食品安全情報としてまとめまして提供しています。

具体的なものとしたしましては、(2)にありますように、平成16年度の輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果と統計、また食品の安全確保に関する取組、コーデックス委員会における食品中のカドミウムの国際基準の検討結果、牛海綿状脳症のスクリーニング検査結果についてというところで7件ございます。

(3)として「消費者からの意見等の受付」ですけれども、消費者安全情報のホームページに意見を募集というところでは、メールボックスを設けております。このような形に変えまして、一月半経ちますけれども、まだ1件もメールが来ておりません。

ただ、厚生労働省全体に対しての大きな受付、郵便受けがありまして、そこについてはいろんな意見が寄せられますけれども、食品の安全に係るものが幾つかありまして、それは来ておるということでございます。

以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。

引地消費者情報官 続きまして、農林水産省から御報告いたします。

7月5日以降の状況でございますが、意見交換会等は、先ほど西郷リスクコミュニケーション官からお話ございましたような地方におきまして、食品に関するリスクコミュニケーション、これは私どもとすれば東北農政局管内で行われております。

なお、今年度に入ってからこの種の意見交換会の回数がシンポジウムと意見交換会で22回、それからパネラーや講師の派遣ということで、133回実施しております。

2番目でございます「意見募集の実施状況」。いわゆるパブリック・コメントでございますが、私どもは4課題ほど意見募集をかけてございます。

1つは家畜伝染病予防法施行令の改正、これは指定検疫物の追加ということで、鳥インフルエンザに関連いたしまして、ダチョウと鴨を追加するというものでございます。

それから、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に合わない飼料について、そういった合わない飼料に該当するものを指定する制度でございますが、これに米国産のトウモロコシを入れてございます。

3番目に、遺伝子組換え第一種使用規程の云々ということで、これはカルタヘナ条約によりまして、外国から遺伝子組換えで入ってくるものを審査いたします。その審査の案件挙げられております。

それから、最後でございますが、動物医薬品の取締の改正でございますが、指定医薬品の追加でございます。薬を指定追加して医薬品として追加しますということをパブリック・コメントにかけてございます。

3番目に「情報の発信」でございますが、これは前回もお話したかと思いますが、私どもメールマガジン等々を通じて情報発信しているわけでございますが、その名前を、旧名「食の安全・安心トピックス」というものでございましたが、職員に募集いたしまして、「食品の安全エクスプレス」ということで、変えて情報発信をしております。エクスプレスにございますように、正確かつ迅速な情報の提供ということに努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

関澤座長 ありがとうございます。

それでは、先に中村委員が御退席ということなので、メチル水銀の意見交換会について一言お願いいたします。

中村委員 そんなにまとまりのある話ができるとは思いませんけれども、私も実は2年前に例の厚生労働省が注意事項というのを出して、思いがけない反響が、しかも思いがけない方向にたくさん出たということをかなり強烈に記憶しているものですから、今回の件について、やはり二度とああいう形の反響が出ないようにするにはどうしたらいいかということをも自分自身、私なりにいろいろ考えてリスクミに、今度の意見交換会に臨んだんです。

そのときに、2つ非常に重要なことを前提として申し上げたいと思っていたことは、1つは今回、胎児をハイリスクグループとしたこと。2  $\mu\text{g}$  という数値というのは、いわゆる水俣病であるとか、そういうレベルの汚染度から比べれば、それははるかに低いところのことを議論しているんだと。

これをただ口で言うのも大事なんですけども、口で言うだけではなくて、何とか図でもってわかるような形にできないだろうかということを事務局と御相談したり、あるいは小泉先生と御相談したりして、一応それなりのものをつくって会場にはスクリーンに出す。配付はしなかったんですけども、スクリーンに出すというようなことを工夫したというのが1つです。

もう一つは、だれもが考えることですが、では2  $\mu\text{g}$  /kg 体重/週という量について、妊婦が勿論直接注意すべき対象になるわけですが、では魚にこれを置き換えると一体どうなるのかと、これはだれもが関心を持っていることなんですけれども、しかし、これは御関心は勿論わかるけれども、次のステップのコミュニケーションになるということを旨として臨んだんです。

2番目の魚について置き換えたらどうなるかということについては、実は最後まで事務局とも相談をして、実はいろんな数字を見ると、サバであるとか、イワシとかサンマとか、サケとか、そんなのは全然何の問題もない。ただ、2年前に多少、例えば週に2回以下にした方がいいとか、3回以下にした方がいいとか、それはキンメダイと、メカジキとか、それからクジラがあったわけですが、クジラはほとんど国際的規制で食べませんから、そうすると、メカジキとキンメダイぐらいは週に何回ぐらいならいいか、そこまで出すかということまでいったんですけども、それも結局やめました。

キンメダイは、数字の上から言うと、厚生労働省とか、あるいは農林水産省が持っている魚種ごとの水銀の蓄積量から見ると、週3回ぐらいだったら妊婦でもほとんど問題ないんですね。

だけど、あんなキンメダイみたいな高い魚を週に3回も食べる人がいるとは思えないので、ですからそれはほとんど問題ないということまでどうかなと思ったんですが、それも結局やめたということなんです。ですから、2点がかなり厳密に今度のリスキミをやる上で、私が注意をした点でございまして、にもかかわらず、いろんな関連する御質問はありましたけれども、それはそれなりに、今、申し上げたようなことを踏まえて理解をしていただいたと。

最初の方の健康への影響評価の議論というのは、そんな高いところの汚染度の話ではなくて、ごくごく低いところのことを実は議論しているんだということは、ある程度理解をしていただけたのではないかと思っています。

ですから、今度大事なのは、多分次に魚との関連で、厚生労働省がおやりになる。そのときに、今度はその健康への影響評価を踏まえて、これはあくまで科学的な評価の発表ですから、それを踏まえて一体どうするかというようなことを中心にしておやりになると思います。

ですから、少しずつステップを踏んでリスクミをやっていくということが、この際必要なのではないかと考えています。

近い将来、その魚のリスクミが行われたときに、反応が特にメディアの反応は一体どうなるだろうかということについては、今、若干の懸念を持たないわけではありませんけれども、しかし、2年前のようなことは、まずないのではないかと。少し楽観的過ぎるかもしれませんが、私はそんなふうに思っています。

関澤座長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

新蔵専門委員 今のは全くそのとおりだと思ひまして、今回、前のキンメのあれを繰り返さないということで注目して見ていたんですが、水俣病のように中毒症状が出ないということが、まず全体に、今、おっしゃったようにありまして、非常に安心した自分があります。

ただ、大枠の話はされたんですが、先ほど高橋先生もお話しされましたが、やはり情報の伝達の仕方、だれにするのという部分で、私もこれから注意していかないと。例えば鮮魚の売る人なのか、あるいはバイヤーなのか、あるいは消費者なのか、もう少しわかりやすく。

今回のアンケートを見たらわかるように、実際に出られた方は、ほとんどが魚に関連ある人々が出ているということ、ある程度知識がある人が出ているんです。

そういった意味では、80%の方が100%安全な食品はないんだという前提で出られているある程度のレベルがあるものですから、できれば一般の方がわかりやすい形の表現とか情報の提供とか、あるいは実際にものを売る人がどうやるんだというところをもっとやってみればと、そんな感じを受けました。

関澤座長 大変ありがとうございました。私も大阪の会には出席させていただいたのですが、わかりやすかったという御意見と、それからわからなかったという御意見があって、これはある程度やむを得ないと思います。食品安全委員会の意見交換会では、リスク評価の結果を説明しているのだから、私は佐藤先生は非常にわかりやすく説明していただけたと思いますが、それでもそういった話を初めてお聞きになる方には、やはりわかりにくかったのだと思うんです。

私たちは、聴衆をよく認識してリスクコミュニケーションをしようというのが、まず第一にあるのですけれども、こういった多様な方を相手にした場合に、どこまで何をということは非常に難しい課題だと思います。

ただし、食品安全のリスク評価の説明会としては、私は準備をよくされたという印象を持ちました。

今後更に広い範囲の周辺の方でわかりにくいという方たちに、どういう手段とどういう方法で伝えていくのか、これはまた別に考えることができるのかなと考えます。そのレベルに合わせようとする、とてもあの時間で説明し切るといのは非常に難しいことではないかと思ひます。

食育との関係で、例えばリスク分析という考え方、あるいはリスク評価という考え方も含めて、時間がかかるのですけれども理解を広めていくということは、リスクコミュニケーションの課題としてずっとあると思います。そういうことを御理解いただいた上で、こういった専門的な作業をやっているということを皆さんが知って信頼していただければと思います。

私がしゃべり過ぎましたけれども、厚生労働省の松本さんどうぞ。

松本大臣官房参事官 大変貴重な意見をありがとうございました。

15年6月のキンメダイのときの経験は、痛いほど身にしみております。キンメダイのときには、Q & Aが出るのが2週間ほどかかりまして、その間の混乱が大分あったということで学習しております、昨年は発表と同時にQ & Aを出したわけですけれども、まだQ & Aの書き方とか、そういうことについてまだわかりにくいというお話がございました。

それを受けまして、まだ「食品安全委員会」から評価結果をいただいたわけではありませんけれども、いただいた暁には、こういうことが質問として出るだろうと想定して、役人がQ & Aをつくりますと、どうしてもかたくてわかりにくい、正確だけどわかりにくくなりますので、マスコミの方とか、リスクの専門家の方に御協力いただいて、今、Q & Aをつくられている最中でございます。今度は今までよりもいいQ & Aをタイミングよく出せるように準備中だということでございます。

また、先ほど西郷リスクコミュニケーション官から話がありましたけれども、今月下旬に厚生労働省といたしまして、農林水産省の協力もいただきながら、具体的なことについてのリスクコミュニケーションを東京と大阪でやることにしております。そのときには、今、中村委員からもありましたように、十分気を配りながら、また当方の職員もリスクコミュニケーションの場の雰囲気もつかんでおりますので、できるだけわかりやすい形で提供したいと思っております。

どうもありがとうございました。

関澤座長 どうぞ。

高橋専門委員 メチル水銀のことは、それで結構なんですけれども、同時に海産物といいますが、水産物は有機塩素系化合物の汚染問題というのもありますね。その辺を一緒にメチル水銀のことも含めて考えるということが計画されているのかどうかということと、それと関連して、先ほどの私の話題提供のこととも関連するんですが、魚を食べることはヘルシーみたいなことでもって、肉より魚がいいんだみたいな言い方も一部にあるわけですけれども、そこまで含めて日本人はずっと魚を食べてきたわけですけれども、やはり陸上の汚染物質がすべて水に溶け込んでいってということを考えてときに、やはり「魚を食べることと健康」みたいなことのリスクコミュニケーションも大事なのではないかなと。不安をあおる形ではない形での情報を考えるということが大事なのではないかと、私は前から思っているんですが、その辺りもちょっと御意見をいただきたいと思っております。

千葉専門委員 「汚染物質専門調査会」のメンバーの一人としまして、魚を食べなくなっ

てはいけないということは非常に考慮しました。

その会に小泉先生もお出になっていましたけれども「汚染物質専門調査会」は実際に分析する人、疫学調査をやっている人が多数入っていますので、クジラの方ではやはり油身のPCBの問題の考慮していますし、そういう意味で佐藤座長のまとめ方が非常にお上手だったと、私はすごく敬服しております。

関澤座長 どうぞ。

松本大臣官房参事官 魚食の持つよさということにつきましては、キンメダイのときもそうなんですけれども、いささかその強調の仕方が足りなかったと反省し、昨年の段階では、まず一番最初に魚食の持つメリットを書いて、それでメチル水銀の話をやっています。今月下旬に予定しておりますのもそういう形で、魚食の持つこれまでのよさというものについては、きちんと説明していくことを考えております。

また、魚食につきましては、これは農林水産省の話でありますけれども、明後日札幌で魚食についてのよさに関するリスクコミュニケーションを開催することにしております。

それと、確かにメチル水銀とか、塩素化合物のところを話しますけれども、いろいろリスクコミュニケーションをやっておりますと、複合影響はどうかという話もありますので説明するときに複雑化しないように、メチル水銀のときは、メチル水銀に特化するような形で説明する形で進めていきたいと考えております。

関澤座長 どうぞ。

千葉専門委員 ちょっと1つ言い忘れましたが、胎児に絞ったのは、乳児を対象にしなくてもいいということにしたのは、重金属の汚染は血球に付くんです。それで、母乳は血清由来なのでそれほど心配しなくていいということ。

それから、実際に私が市販の離乳食とか、育児用品をかなりの数を分析しましたけれども、水銀は考慮する必要がないという結論でした。

関澤座長 貴重なアドバイスをありがとうございました。

ほかに何か御質問、今の三府省の取組み全般に関して結構ですが、ございますでしょうか。

どうぞ。

近藤専門委員 済みません、もし冒頭で聞き漏らしていたらお許しいただきたいんですが、三府省連携のところの一番最初の青森の310名の分なんですけど、従来このリスクコミュニケーション意見交換会といいますと、BSEであるとか、鳥インフルエンザであるとか、今回の水銀であるとか、割と具体的なものをテーマにしたことが多かったように思うんです。

これについては、会場からどのような反響があったのかについて、ちょっと教えていただくと、これからリスクコミュニケーションをいろんなものをしていくのに大変参考になるんじゃないかと思ひまして、ちょっとお聞かせいただければと思います。

松本大臣官房参事官 私が厚生労働省から出席いたしました。本間委員から表示も含めて

全般的な話がありましたが、会場からの話は、やはりどちらかというと、残留農薬のことが半分以上占めまして、やはり危ないのではないかという意見がある一方、当然その中には無農薬でやるべきだと、あるいはよく言われるのは、農家の方は自分で食べる分は農薬をかけずにつくっているということを主張される方がいました。農家の方もいらっちゃって、いや現実使っているけれども、被害が一番受けるのは我々で、我々だってそういう危ないものをつくらぬことにしているんだと、そういう場を実際消費者の方に来てもらって、参加してもらうことによって理解が大分深まってきたということもありまして、全体としては非常に良かったと思います。

やはりテーマとしては、農場から食卓まで、生産地から食卓までというところまでの話でありましたけれども、テーマとしては農産物の一大生産圏であります青森県でやりましたので、残留農薬という話が一番意見なり質問が多かったというところでもあります。

関澤座長 私は現在徳島県におりますけれども、食の安全・安心について生産圏に近いところでは、そういう関心が非常に高いということを感じております。

やはり、地域の実情や関心もある程度背景にしてこれからのリスクコミュニケーションを進めていくというのは非常に大事なことだと思います。

どうぞ。

小川専門委員 水銀の話で随分皆さん慎重にやられているということで、多分混乱はないんじゃないかと思うんですが、私どもの方で自治体で、前回の問題が起きたときに、とてもたくさん問い合わせが来たという事例がございます。

そういうことですので、公表の段階には、できるだけ保健所でありますとか、特にお子様を預けているような保育所とか、そういうところに対しても情報提供を十分にさせていただくと、我々も一緒になってお答えできるかなという気がいたします。

それから、これはどういうふうにしていいのかわからないんですが、流通の方の人たちが、要するに消費者の人たちを先取りしてというんですか、おもんばかって先に仕入れを少なくしてしまうとか、そういうことがあったやに聞いております。これは説明の上でそういうことがないように協力を求めるとか、多分できるのではないかと思うんですけれども、何かそういうふうなきめ細かさもひよっとしたら役に立つかもしれません。参考までに。

松本大臣官房参事官 厚生労働省といたしましてもQ & Aとか、そういうものにつきましては、適宜、適切に十分出していくということにしておりますので、都道府県の方、あるいは市町村でも、保育所まではなかなか直接には行きませんので、都道府県としてそういうところまできちんと情報を出していきたいと思っておりますし、保健所等での妊婦の指導等につきましては、適切に行っていただきたいと思っております。

また、流通業者等につきましては、今もそういう混乱を防ぐために意見交換をしながらやっておりますので、そういうことがないように、また適切な消費者への情報提供について、協力方お願いしながらやっていきたいと思っております。

貴重な御意見ありがとうございました。

関澤座長 貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、最後の時間を使いまして、「その他」と議題では挙げられておりますが、当面のリスクコミュニケーション専門調査会での議論の進め方について、資料8を使って、これは事務局から御説明いただくことでよろしいのでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 では、先に資料8を説明します。

座長の御指示でございますので、資料8の「当面のリスクコミュニケーション専門調査会での議論の進め方について」を御説明したいと思います。

ここにいろいろ書いてございますが、去年、ちょうど今ごろになります、現状と課題というのをまとめていただきまして、そのときに出た議論を一つひとつ今議論しているという状況だと思います。

それから、その後、座長からは今後実際のリスクコミュニケーションを改善していくためには、現状と課題を踏まえて議論をするのもそうだけれども、いろいろ外部の方をお招きして議論をしたらどうだろうかということがありました。前回、NHKの「子どもニュース」の方にも来ていただいたわけです。

一方「リスクコミュニケーション専門調査会」はいろんなところのリスクコミュニケーションの関係者の方がたくさんそろっていらっしゃるの、その方々にもいろいろ言っていたくのもいいのではないかと考えます。

それから、今日御審議いただきましたように、食育についてもまた何かしなければいけなくなっているという状況でございます。

たくさん仕事があって大変なんですけれども、今後、繰り返しになる議論もときどきありますものから、今日は高橋さんからお話をいただいたわけでございますけれども、前回の座長の御提案等を踏まえまして、次のページに「各委員/専門参考人等からのプレゼンテーション(案)」なんて勝手に事務局でつくらせていただいた案でございますけれども、リスクコミュニケーションの関係のある話について、いつもの確な御意見をいただいておりますけれども、また今日の高橋さんのものをまとめた方でお話を伺って行って、そういった点から今後のリスクコミュニケーションの改善事項などを抜き出して、あるいは食育についてもそういうところを抜き出して行ってとりまとめるといった方法がよろしいのではないかと、いったような議論に前はなっていたかと存じます。それでつくったのが、こういうことです。

7月4日の実施済みと、今日の高橋先生のところはそのとおりなんですけれども、その先の話は、事務局がこんなところかなと勝手にやっているだけでございますので、このとおりではなくてよろしいわけなんでございますけれども、できればいろんな方からお話を伺いつつ、まとめていってはどうかということでございます。

先ほど食育のところは年度末ということがございましたけれども、「食品安全委員会」の

運営計画を前回御説明いたしました、それでも一応できたら何らかのとりまとめを求めるということにこの調査会に対してもなっておりますものですから、できれば3月を目途に何らかの、狭い意味で言うと国が行っていますリスクコミュニケーション、意見交換会が中心になっておりますけれども、そういったリスクコミュニケーションにつきまして、こうした方がよろしいのではないかとこの点をまとめていただければいかがなという形で用意したものでございます。

なお、検討事項として3ページ目に書いてございますけれども、新公募委員からもプレゼンテーションをお願いしてはどうか。新公募委員につきましては、参考1に現在、専門委員の募集が出ておまして、いずれリスクコミュニケーションの専門調査会にも新しい委員の方もお見えになるかもしれませんし、そういった方についても広く御意見を言っていただいたらどうかとか、あるいは「リスクコミュニケーション専門調査会」は非常に広い分野から御参加いただいておりますけれども、中にはカバーしていない分野もございますので、委員の方、メンバーの方が必要だということであれば、この間のNHKのような形でお招きするというところもあるのかなと思っております。

あるいは、外国のことにつきましてどうなっているんだというお話がときどき出るわけがございますけれども、そういった点では、時間がかかりますけれども、どなたかいらしたときに、来ていただいてお話を伺うということも可能かもしれませんが、そういったことをしつつとりまとめていただければいかがかと考えております。

以上でございます。

関澤座長 簡単に補足させていただきます。資料2の別紙の2枚目ですけれども「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項」として「食品安全委員会」から付託された課題があります。何度かお話をしてきましたが、7項目の課題があつて、これを取りまとめたような形で効果的かつ迅速なリスクコミュニケーション手法の開発に関して、今年度具体的なまとめをつくっていきたくて考えています。

つきましては、今、事務局の方から、各委員の方に御専門あるいは御自分が主にカバーしておられる分野について話題の提供ないし御報告をいただきたいというお願いをしていただいたわけです。

個々の話題としては、今、事務局の方でこういうことについてとお願いしているわけですが、整理の仕方としまして、私の方では現在の御自分の話題の中でリスクコミュニケーション上の問題点、それについて改善して取り組んでおられることなど、それから残された問題としてどんなことがあるか。それらの経験を通して「食品安全委員会」が中心ですけれども関係省庁への手法の改善や三府省間の連携など組織的な問題を含めて、どんなことを要望されるか。また、私たちが「食品安全委員会」の「リスクコミュニケーション専門調査会」としてあるいはその関連の方たちと協力して取り組むべきどのような問題があるか。ということについて指摘をしていただければと思っております。

更に、今後の専門調査会の進め方への具体的な提案もございましたらお願いしたいということです。お話しいただくときにこういった点に留意してお話をいただければと思っております。必ずしも全部カバーできなくても、それは結構だと思います。

ということですが、いかがでしょうか。

日にちの順番などは、皆様の御都合等もありませんから、また事務局の方から御相談していただければと思います。

あと最後のページにございますが、公募の委員の交代もあるかもしれませんが、新しい公募の委員の方にももしできたらフレッシュなところでいろいろ話題提供をしていただいてもいいかなと思っております。

どうぞ。

西郷リスクコミュニケーション官 急にと言われても、なかなか都合が付くかどうか分からないという方もいらっしゃるかと存じます。ただ基本的な方向でこういうことでやらせていただくということであれば、今まで毎回毎回御出席につきましては、その都度その都度伺っていたんですが、今度はちょっと長めなタームを取りまして、この機会に御出席いただいて、そのときにこういうお話をいただくということでもよろしいでしょうかということで、ちょっと長めのスパンで、話題そのものは選んでいただければよろしいんだと思いますけれども、皆さんが集まれそうな日と対象の先生方にお話しいただくという長い計画表みたいなものをつくりまして、内々としてお諮りするということで調整をさせていただくということで、よろしければそのようにさせていただきますけれども。

関澤座長 特に御質問、御意見がなければ、こういったことを基本に進めさせていただければと思います。具体的な細かいことについては、また事務局等から御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、もう一つ資料がありましたので、これは私どもが審議してまとめました「現状と課題」を英訳して関係国に配付した結果、いただいたコメントです。これも非常に貴重な内容も含んでいると思っておりますので、御紹介いただけますでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 何回か断片的には御説明申し上げた分でございます。

今、座長からお話がございましたように、現状と課題につきまして、英訳をいたしまして、海外の識者に見てもらってコメントをもらってはどうかということをやってみました。現状と課題の英訳そのものは当方のホームページにも載っているところでございます。

具体的には、資料7でございますが、どのような方に伺ったかと申しますと、当方の委員会に講演とか、その他の仕事でいらした食品関係の専門家の方とか、あるいは海外の特派員に出ていらっしゃる日本の方とか、それとか食品関係の大使館、大使館は全部で27～28でございますが、専門家が30名ぐらい。合計60ポイントと申しますか、そのぐらにお送りしましたところ、12の専門家あるいは大使館から返事をいただいたということでございます。

1枚目の裏表に大体のところをとりまとめてございますが、大体、現状と課題の議論のときに出てきたようなアドバイスが多かったんでございますけれども、2～3かいつまんでご紹介しますと、例えばいわゆる風評被害対策というところの1つ目のポツで、こうったことはインターネット等の普及によるグローバル化して即伝達して、今日のお話もございましたけれども、メディアだけですと、インターネットみたいなところからだっと入ってくるということもあるので、そういったところは見ていなければいけませんよという御指摘をいただいております。

もう一つ、1ページの2つ目のポツでございますが、こういった評価だとか、そういったことについては、非常に情報を公開するといったことは少し日本でも進んだわけでございますけれども、科学的な情報を公開すればいいというだけではなくて、ここまでしかわかっていないとか、あるいは科学者の言い方というのは、非常に正確を期しますので、この範囲では安全ですとか、そういう話になると、かえって不確実性が不安とか不信を深めるということがヨーロッパでは見られたと。

なので、先ほどもどこかで御議論がございましたけれども、対象別と申しますか、関心別、対象別のコミュニケーションというのをきめ細かくやっていく必要があるのではないかとということです。

これは、別添の一番最初にありますフルワー先生というオランダのワーゲニンゲン大学の心理学の先生ですけれども、この方からコメントをいただいたんですけれども、その中でそういったことがございました。

あと1つは、2ページの下の方にございますけれども、科学者間の情報伝達システムが必要ではないかという話とか、あるいは国際的な協力関係で、いわゆる食品の安全性について、政府間でも言っていることが大分違うみたいなことが往々にして起きるわけでございますけれども、そういった点についてはいろいろ議論していかなければいけないのではないかとという御指摘もいただいているところでございます。

なお、これにはコメントいただきましたけれども、一部途上国の関係から食品の安全性みたいなことはあまり追及すること自体そのものが途上国の行政ニーズに合わないみたいな御指摘も一部あったことは付言させていただきます。

要するに、食べ物がないところで、日本みたいな裕福なところが、あまり輸入食品を危ない危ないと言ってもらっては困るみたいな、そんなことも一部あったんですけれども、「現状と課題」の範囲で申しますと、このようなことになっているわけでございます。

以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。それについては御質問等はございますでしょうか。今、御紹介いただいたのですが、既に西郷さんから御紹介いただいたところを除きまして、例えば2ページ目の「リスクと便益に関する情報について」というまとめがありますが、リスクと便益に関する情報も提供していくということと同時に、2番目のポツでさまざまな選

択肢があることも伝えていく必要がある。これはある意味で非常に重要かと思います。何か一つしか答えがないというのではなくて、いろいろなことを考えて良いし、それは皆さんが選択していく問題であるということだと思います。

貴重なアドバイスを各国の専門家からいただきましたので、これも大いに参考に、私たちの次回以降の議論にも生かしていただければと思います。

それでは、準備された議題と資料については以上でございますが、何かほかに付け加えるべき点はございますでしょうか。

ございませんでしたら、本日は貴重な時間を大変ありがとうございました。更にいろいろ議論を充実させて、ゆきたいと思います。今日は高橋さん、非常に興味深いプレゼンテーションをありがとうございました。

では、これで閉会とさせていただきます。どうも御苦勞様でした。